

令和3年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和3年3月10日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	河野龍二	副委員長	金子恵
委員	八木亮三	委員	西田健
委員	浦川圭一	委員	内村博法
委員	安藤克彦	委員	西岡克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	青田浩二	参事	森本陽子
------	------	----	------

説明のため出席した者

総務部長	中嶋敏純		
(総務課)			
課長	荒木秀一	係長	石川俊介
係長	関口直人	係長	金子寛之
(秘書広報課)			
課長	中村元則	主査	池田昇平
(契約管財課)			
課長	和田弘	係長	久原和彦
係長	前川哲郎		
(地域安全課)			
課長	宮崎伸之	課長補佐	畑中隆徳
係長	山本洋佑	係長	入口健太郎
企画財政部長	森川寛子		
(政策企画課)			
課長	荒木隆	課長補佐	木戸武志
係長	尾田光洋		
(税務課)			
課長	村田佳美	係長	原雅美
係長	荒木啓二		

(収納推進課)

課 長 藤 崎 隆 行 係 長 朝 居 健 太 郎

(財政課)

課 長 木 須 紀 彦 係 長 入 江 彩 子

本日の委員会に付した案件

議案第22号 令和3年度長与町一般会計予算

開 会 9時25分

閉 会 16時16分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。本日も本会議で付託を受けました議案について審査をいたします。

議案第22号令和3年度長与町一般会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めますが、併せて、今回の予算の編成に当たっての考え方の一端を説明していただければと思います。

森川部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは議案第22号令和3年度一般会計予算につきまして、企画財政部所管の具体的な内容については各課長の方から御説明を申し上げます。私の方からは総括的なお話をさせていただきたいと思います。今回の予算につきまして、予算総額143億2,313万2,000円、令和2年度の当初予算と比較しまして7.1%の増となっております。今回の予算編成に当たり、まず第一に新型コロナウイルス感染症の影響を考慮すること。そして令和3年度は第10次総合計画の初年度であり、この先10年の方向性を意識した、町長は「遊び心」という表現をしておりますけども、魅力あるまちづくりに向けて何をすべきか考えることを大前提に行ってまいりました。とは言うものの、歳入では新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少、それから企業収益の悪化などにより、歳入の根幹であります町税が大幅に減少すると見込んでおります。逆に歳出はと言うと、町の裁量ではいかんともしがたい社会保障関連経費の増加とともに、老朽化した公共施設等の維持管理経費に加え、高田南土地地区画整理事業や西高田線などの大型事業が歳出予算の大きな割合を占めているため、今回の予算編成はこれまで以上に大変苦勞をいたしました。各所管に対しましては、単独事業の規模の縮小や、決算での繰越額が大きくなるよう不用額を抑制するため予算枠を縮小するなど、最小の経費で最大の効果を生む努力をしていただくようお願いをいたしております。このような厳しい状況ではありますが、行政のデジタル化の推進や新図書館建設へ向けての動き、幻と言われている長与三彩関連遺構の発掘調査、大村湾など長与の自然を生かした新たなイベントの仕掛けなど、次世代に繋がるこれからの長与町のまちづくりに資する新しい事業に取り組んでいくための予算も配分をしております。どうか議員皆様におかれましては、慎重なる御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

私の方からは以上です。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、財政課所管から質疑を行っていききたいと思います。説明を求めます。

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

それでは財政課所管分について御説明をいたします。

議案の9ページをお願いいたします。第3表地方債の一番下でございます。臨時財政

対策債が財政課所管であります。5億2,000万円を限度額をお願いしております。

それでは個別の説明にまいります。歳入ですけれども、説明書の8、9ページをお願いいたします。2款地方譲与税3項森林環境譲与税を除き12、13ページの11款交通安全対策特別交付金までが全て財政課の所管でございます。概ね、令和元年度の決算額及び令和2年度の歳入状況をベースに概算を計上しております。この中で、今回の予算での特徴的な歳入といたしまして、10、11ページに6款法人事業税交付金がございます。これは令和2年度の補正予算（第9号）で初めて計上した交付金でございます。令和3年度については並べ替えを行いまして、これを6款として計上してございまして、これよりあとの款が昨年度よりも1つずつ繰り下がっておりますので御注意をお願いいたします。次に12、13ページをお願いいたします。9款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました事業者等が所有する償却資産及び事業用資産に係る固定資産税等の軽減措置を国が全額補填するという交付金で1億円を計上してございます。次に10款地方交付税でございます。国の令和3年度地方財政計画においては、地方交付税の総額が令和2年度比5.1%増額されてございまして、地方税の大幅な減収に対応する形で確保が一定なされております。しかしながら、これに併せて臨時財政対策債も2年度比74.5%と大幅な増額となっておりますことから、臨時財政対策債への振り替えが大きくなると見込んでございます。こうした状況から、本当初予算においては1億円を普通交付税から臨時財政対策債に振り替えての予算計上といたしております。また特別交付税においても近年の災害の多発、多様化により災害関連経費が多額に生じていることから、前年同額の4,000万円を計上をしております。28、29ページをお願いいたします。16款1項2目1節利子及び配当金のうち、1番目の財政調整基金運用収入、2番目の減債基金運用収入、8番目になります土地開発基金運用収入が財政課の所管でございます。それぞれ1,000円を存目計上いたしております。30、31ページをお願いいたします。17款1項7目1節ふるさと長与応援寄附金につきましては、令和2年度の実績見込み等により寄附額を8,000万円と見込み、財政課で一括計上をしております。次に18款2項1目財政調整基金繰入金では、本当初予算の財源調整といたしまして財政調整基金と減債基金、合わせて13億5,803万円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと3億8,585万5,000円の増額となっております。32、33ページを御覧ください。19款1項1目繰越金は前年度同額の5,000万円を計上しております。34、35ページをお願いいたします。20款5項1目1節雑入の一番下、長崎縣市町村振興協会市町村配分金として1,770万3,000円を計上いたしました。これはサマージャンボ、ハロウィンジャンボ宝くじの市町への配分金でございます。36、37ページをお願いいたします。21款1項3目臨時財政対策債は、冒頭議案の第3表地方債のところで御説明いたしましたものでございます。普通交付税からの振り替え分1億円を増額し、5億2,000万円を計上したところでございます。

続いて歳出でございます。説明書の48、49ページをお願いいたします。2款1項3目財政管理費のうち2節給料から4節共済費までは職員4名分の人件費でございます。その人件費と事務執行経費を合わせた金額の合計が3,355万9,000円で、昨年度より289万3,000円の減額となっております。主な減額理由は、人事異動に伴う人件費の減少でございます。また、18節の西彼中央土地開発公社事務費負担金は、昨年度当初予算から5万円の減額、西彼中央土地開発公社事業費負担金は同様に20万4,000円の減額となっております。52、53ページをお願いいたします。2款1項6目財政調整基金費は財政調整基金と減債基金への積立金、存目でございます。120、121ページをお願いいたします。4款3項1目下水道処理費18節下水道施設事業費負担金は、長崎市の下水道処理区域である高田郷の一部において、長崎市が実施する下水道管整備工事に係る経費の長与町負担金を、昨年度と同額の50万円で概算計上しております。148、149ページをお願いいたします。8款5項3目公共下水道費では、下水道事業会計への補助金といたしまして1億500万円を計上しております。この補助金は下水道事業会計のうち一般会計が負担すべきとされる経費を、総務省が定める繰り出し基準によって算出し支出するものでございます。前年度より500万円の減額で、対象経費である元利償還金の減少が主な要因でございます。198、199ページをお願いいたします。次ページにかけましての12款1項1目元金、及び2目利子では、令和元年度までの発行済み分と、令和2年度新規発行見込みの調査に係る元金、利子の償還予定額を概算計上いたしております。200、201ページをお願いいたします。13款1項1目土地開発基金費、土地開発基金積立金についてはビューテラス北陽台にございます新図書館建設用地を貸し付けた際の土地貸付収入見込み額を計上しております。14款1項1目予備費につきましては、前年同額の2,000万円を計上しております。

次に216ページでございます。地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、こちらは、地方債残高の見込みをお示ししているものになります。一番下の合計欄でございますが、地方債の令和元年度末の現在高が134億6,048万3,000円、令和2年度末現在高の見込み額が137億8,160万円。そして一番右でございますが、3年度末現在高見込み額が143億3,506万2,000円となっております。

最後になりますけれども、主要な施策に関する説明書をお願いいたします。36ページ、都市計画税の充当状況でございますが、都市計画税は都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税という位置付けでございます。その用途はこれらに限られてございます。その用途を明確化するために予算書等の説明資料等に記載しますよう総務省より求められておまして、こちらに概要をお示しするものでございます。37ページでございます。市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費、こちらについては消費税の改定に伴う地方消費税交付金の増額分でございますが、社会保障施策に財源充当をしなければならないということになっておまして、その概要を

お示ししているものです。38ページ、長期継続契約予定一覧でございます。平成28年1月1日より施行されました長期継続契約の条例によりまして、従来の債務負担行為のうち事務の合理化、効率化の観点から長期継続契約として取り扱われる契約の予定一覧となります。39、40ページ、基金の状況については、財政調整基金、減債基金、土地開発基金が財政課所管分です。歳入で御説明いたしましたとおり、令和3年度当初においては財政調整基金から9億5,803万円、減債基金から4億円を繰り入れております。財政課所管の歳入歳出及び主要な施策に関する説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。まずは予算書の9ページ、あと歳入のページを追っていきたいと思います。まず予算書の9ページ、臨時財政対策債の質疑はありませんか。

それでは説明書の8、9ページ、2款1項から2項、質疑があればお教えてください。

9ページの下から森林環境譲与税を除いて全て財政課となっております。あと13ページも8款1項から11款1項1目まで財政課となっております。質疑はありませんか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

12、13ページの9款2項、先程御説明ありました新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というところで、事業者に対する償却資産と固定資産税の国負担分という御説明でしたが、町の中に対象となるような方たち。そして事業者という枠組みが広くあるので、例えば不動産を持っているアパート経営者は事業者に含まれないなどあるかと思うので、もう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○委員長（河野龍二委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

こちらの内容につきましては、税務課の方がよりの確な回答ができるかと思っておりますので、そちらの方で思っておりますが、この特別交付金は、今、委員から御質問ございました部分の減収分、今回の当初予算でも税務課の方で減収しております。その固定資産税の一部、こちらの部分の減収見込み額に対応する形で、先程申し上げました1億円を、この特別交付金の方で一定補填された形の予算組みになっているものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それではページを進めたいと思います。28、29ページ、16款1項2目存目です。30ページは17款1項7目ふるさと長与応援寄附金ですけど、質疑はありませんか。あと18款2項財政調整基金と減債基金繰入金。

ページを進めたいと思います。32、33ページ、19款1項1目繰越金、34、35ページは雑入のところで説明がありました。35ページ一番下。質疑はありませんか。

36、37ページは臨時財政対策債、予算書にもありました、質疑はありませんか。それでは歳入に戻っても構いませんが、歳出のページも進めたいと思います。48、49ページ、2款1項財政管理費の経費のところですか、人件費等々。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳入のところでは12、13ページの9款1項1目地方特例交付金ですが、先程からこのページの説明、コロナの関係とか、臨時財政対策債にその下の地方交付税は振り分けたとかいろいろあったと思うんです。この9款1項1目の前年度1,500万円から4,000万円になったことを、先程説明いただいていたら申し訳ないのですが、もう1回端的に、この増額されている理由を御説明いただいてよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

入江係長。

○係長（入江彩子君）

地方特例交付金についてですけれども、個人住民税それから自動車税、軽自動車税に係る交付金になっており、3年度の国の見込みとして全て増額見込みであること、それからコロナに係るもので、自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減が延長されたことにより、その補填をこちらの地方特例交付金の自動車税、軽自動車税の部分ですることになりますので、金額を増額しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

では国の見込みからこの数字になっているということですね。分かりました。それとは別に、この予算書を全般的に目を通したら、昨年まであった郵便料が無くなり、通信運搬費に統合されているのかなと思うのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

委員御指摘のとおり、令和3年度から郵便料を使わずに通信運搬費に統一をさせています。理由といたしましては、郵便局にお支払いするものを郵便料という形で今までは区分しておりましたが、昨今の規制の緩和等もありまして峻別が非常に難しくなってきたところがございますので、3年度からは通信運搬に係る費用という形で統一をさせていただいたところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

48、49ページ、18節、土地開発公社事務負担金と土地開発公社事業負担金、質疑はありませんか。52、53ページ、2款1項財政調整基金の存目計上です。

ページを進めたいと思います。120、121ページ、ここは4款3項1目下水道処理費。148、149ページ、ここは下水道への事業補助金、8款5項3目負担金、補助及び交付金のところはありませんか。ページを戻っても構いません。

次、198ページが12款1項公債費、元金と利息。次のページ、土地開発基金積立金へ予備費を含めて財政課の所管となっております。質疑はありませんか。

あと216ページの説明もありました。地方債の前年度末現在高見込みの説明がされております。質疑はありませんか。

主要な施策でも説明がされました。主要な施策の説明書の36ページ、都市計画税の充当状況です。あと38ページにおきましては、市町村交付金の社会保障施策に要する経費と説明がありました。38ページは、長期継続契約予定一覧。39、40ページは基金の状況、どのページでも構いません。質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今回初めて説明していただいた主要な施策の説明書の36ページの都市計画税の充当状況ですけど、例えば今回の予算が組まれている税の収入の予定額ですが、これはいつの段階の数字が反映されるようになるんですか。今回の予算の収入に見込んで都市計画税が振り分けられているというふうに見ていいんですか。お伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

これはどういうふうに考えていいのか。あくまでも税が2億8,527万6,000円、全て収入が入ったとして振り分けをされているようですけど、この額が入らなかった場合は、この振り分け額はどのようになるのでしょうか。

○委員（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

こちらの表の意味合いでございますけれども、都市計画税が今お示しをしておりますような事業の目的税ですよということです。ここの欄の一番下「都市計画税」、今回2億8,527万6,000円が歳入の額と一致をしているというもので、この金額が入ら

なかった場合との御質問にお答えするならば、その総額の中において事業費を充てていくという形になります。で、この趣旨としては結局、この都市計画税を充当できる額未満で事業を行ってはいけませんよと。少なくとも、それだけ充てるだけの事業は組んでおかなければいけない。つまり、この都市計画税の右側でございます「その他の額」、こちらが当然その総額の経費よりも多くなければ基本的にはいけない。つまり、都市計画税で見込まれる収入よりも、今お示ししている事業の経費が下回ってはならないという観点で見ていただければよろしいかと思っております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

初めて見たので根本的なところからお伺いしたいんですが、ここに出てくる経費というのは今年度考えられている経費ですよ。この事業はこれだけ掛かります。で、結局その事業の財源内訳はこういう形ですというふうになります。ただ、都市計画税というのはやっぱり税の収納ですから、波が出てくるわけですね。当然、低く入ったりする場合があります。そうなってくると事業そのものが成り立たないという形にはならないんですか。100%あると、しかし80%しかなかったと、そしたらこの事業のそもそもの経費が出てこないわけですよ。そうすると負担ができないわけですから、そういう場合はどうするのかとなるんでしょうが、そうなってくると、あんまり意味がないような気がしてしまうんですけどね。そこら辺はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○委員（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

こちら、都市計画税の財源というところから事業を考えるのかどうかというところで、考え方が変わってくるかと思うんですけども、まず前提としては、この事業、まずやりますということをご想定するわけでございます。その中の一部の特定財源として都市計画税というのがございます。ですので、都市計画税が減収するというのは非常に厳しいことではございますけれども、だからと言って、総額の事業、この事業が実施できないかと。一定、その個別の事情によってそう判断をしないといけないものがあるかもしれないけれども、大枠の考え方としては、それによって事業を止めるという判断は基本的には無いだろう。その場合は一般財源の負担の方が大きくなる、そちらの方に財源がシフトするという考え方になるかと思っております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

同じところで質問ですが、都市計画税を分けて示す理由が何かあるんですか。極端に言えば、例えば2億8,500万円ですから「全額、区画整理に突っ込んでいますよ」と言っても、私たちはそういう感覚でもいいわけですよ。別に分けてもらわなくても、私の感覚で毎年3億前後かなと思っているものですから、それ以上一番大きい区画整理というのは、丸々そこにいつているのかなという感覚を持っているわけです。だから何で分けて示す必要があるのか、何か意味があるのかなと思っているんですがいかがですか。

○委員長（河野龍二委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

委員御指摘のような御見解もあられるとは思いますが、こちらの方はあくまでも総務省の求めにより、これは示しなさいという形になっておるものでございます。一定、都市計画税を納めていただいているという状況もございますので、こういった使途でございませうということも総務省の求めでもございませうが、お示しするということについては意義はあろうかなと考えております。ただ、事業の充て方につきましてはいろいろな考え方あると思いますが、現状といたしましてはいろいろな事業を実施しておりますので、事業費の按分で充当させていただいているという形で示させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

理解を深める意味でお聞きしたいんですが、ホームページに今年の予算というのが財政課、出ていますよね。この中で自主財源と依存財源ですね。この割合が過去5年分記載されているんですけど、大体、平成28年が45%の自主財源に対して依存が55%となって、その後、徐々に改善してきて、平成31年には50%、50%になっているんですけども、そのあとの令和2年は45%の55%となって、今年度が私の計算間違いだったらあれですけど、自主財源が43%で依存が57%と、また開いているんですけども、冒頭、部長からも「町税とか何とかが減っている」と言うことで、そこら辺が原因かと思うんですけども、ちょっと心配なのはドンドン割合が広がっていくんじゃないかと。これを回復する手段というのは何かあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

財政の状況について、非常に御関心を持っていただいていることにまずお礼を申し上げたいと思います。この自主財源と依存財源、いろいろな区分で財源をお示ししているんですけども、この依存財源の中にはいわゆる交付税が入っております。長与町としての財源を考えた場合に、一番財政課が重視しておりますのはいわゆる一般財源。自由に使えるお金と使途が決まっていないお金をどう確保していくかという観点を重視して

いるところですが、そういう観点に立ちますと、日本の制度で一番根幹をなしている地方交付税制度でございますが、景気で、今回のような形で町税、自主財源が下がった場合において、地方がそれをそのまま影響を受けるようなことがあってならんということで地方交付税制度があると。その場合は、依存財源ではありますけれども、その減収分については地方交付税という形で補填がなされていくという、いわゆる地方交付税の財源保障機能という部分でございますけれども、そういう形で一般財源が確保されるという制度になっておるところです。その依存財源、交付税の割合が高いことについてどうかということなんですが、短期的には、それはむしろありがたいだろうと思っております。ただ、交付税に依存している部分が慢性化している状態というのはやはり望ましくないと考えております。長与町においては、まだ一定町税がございます。今後、人口が減少する中において一番それが懸念されるところでございます。ですので、まず町税、これをしっかりとベースに、堅調に推移していくという施策、財源的にはそのようなことを考えるべきですし、今回のような突発的な景気の悪化については、その瞬間は依存財源の割合が高くなるということはあるかと思っておりますけれども、まずはその状態。つまり経常的に依存財源が増えてきたなど、その割合が続いてきているということになると、財政状況としては厳しいんだなという御判断になってくるんだらうと思っております。現状では、今のところまだ長与町では確保ができておると考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで財政課の質疑を終了いたします。お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより、政策企画課所管の審査を行ってまいります。説明を求めます。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

皆様こんにちは。政策企画課所管分の御説明を申し上げます。説明書に沿って御説明をいたします。まず、歳入20、21ページをお開きください。14款2項1目2節地域活性化補助金の地方創生推進交付金309万6,000円は、2つの事業について計上しております。内訳としましては、町内企業の事業拡大への補助金に係るもの100万円、健康ポイント事業に係るものが209万6,000円で、それぞれ産業振興課、健康保険課の事業に充当しております。それから、次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,630万9,000円、これは令和2年度に措置されました国の交付金の一部を令和3年度事業の財源として繰り越したもので、産業振興課所管の歳出に計上しております事業継続支援金に充当しております。同じページの14款2項

2目2節児童福祉費補助金のうち地域少子化対策重点推進交付金83万4,000円は、本町が実施する婚活支援事業に係るものでございます。次に22、23ページの一番下、15款2項1目1節総務管理費補助金、土地利用規制等対策費交付金4万9,000円を計上しております。次のページ上の方、地方創生移住支援事業補助金は東京圏からの移住支援金に係るものが150万円、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金、町内企業の事業拡大への補助金に係るものが200万円となっております。続きまして26、27ページです。15款3項1目5節統計調査費委託金は令和3年度に実施されます経済センサス事務委託金130万2,000円のほか、毎年度実施される基本調査に係る委託金でございます。続きまして28、29ページ、16款1項2目1節利子及び配当金の下から4行目、国際交流基金運用収入は1,000円の存目計上です。続きまして30、31ページ、18款2項2目1節国際交流基金繰入金31万4,000円は、長与町国際交流協会への補助金の財源でございます。次に34、35ページです。20款5項1目1節雑入の真ん中より少し下、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金164万5,000円のうち125万6,000円が政策企画課所管分で、長与町国際交流協会への補助金の財源として事業費の5分の4が措置されるものでございます。同じく下から6行目、とうけいながよ売払収入は1,000円の存目計上でございます。

続きまして歳出でございます。54、55ページをお開きください。一番下、2款1項8目企画費1節報酬は総合開発審議会委員報酬、次のページ、男女共同参画など附属機関における会議の報酬、そのほか育児休業代替職員の報酬を計上しております。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は部長以下職員10名分の人件費及び代替職員の人件費でございます。7節報償費は、男女共同参画の講師謝礼3万円のほか、結婚相談員の報償16万8,000円を計上しております。8節旅費、10節需用費は各事業に関する会議や事務連絡等の旅費、消耗品費等を計上しております。11節役務費はいずれも結婚相談事業に係るもので、広告料はInstagramによる各種事業等の周知、インターネット接続料は県のお見合いシステムの利用に係るものでございます。12節委託料、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料280万円は、平成28年度に策定をいたしました計画について各施設の個別計画を踏まえ、また国の指針の改訂に即した内容へ見直しを行うために、その支援業務を委託するものでございます。そのほか、婚活イベント業務委託料が80万円、ホームページ更新業務委託料は移住定住に特化した特設サイトを構築しまして、コロナ禍における情報発信の強化を行うものでございます。また、セミナー開催業務委託料は、本年度も実施をしたクラウドソーシングセミナーを来年度も引き続き実施するものでございます。13節使用料及び賃借料は、会議等の出席に係る自動車借上料、有料道路等使用料を計上しております。次の58、59ページ、18節負担金、補助及び交付金は主なもののみ説明いたしますが、まずは長与町国際交流協会補助金157万円、昨年度と同額でございます。長崎移住サポートセンター運営費負担金27万円は、県と市町で長崎移住サポートセンターの共同運営を行うもので、その

負担金でございます。地方創生移住支援事業補助金200万円は、東京圏からのUIJターンの促進と地方の担い手不足対策に係る国の地方創生に関するメニューで、県が運営する求人情報サイトを通じて中小企業等に就業した場合などに、移住先の市町村が移住に要する費用として最大100万円を支援するものでございます。長与町子育て世帯移住支援補助金140万円は、中学生以下の子どもがいる世帯の県外からの町内への移住で、県内企業に就職または創業した場合、一世帯当たり35万円を支給し移住を支援するものでございます。長崎県お見合いシステム登録料補助金40万円は、会員登録料が2年間で1万円となっておりますが初回登録に限り全額補助をするものでございます。結婚祝金15万円は、本町に住所を有する方がお見合いシステムや婚活イベントなどを通して婚姻された場合に、1組につき3万円を支給するものでございます。24節積立金は、国際交流基金積立金1,000円の存目計上でございます。少し飛びまして78、79ページをお開きください。下段になりますが、2款5項1目統計調査総務費は、統計総務及び統計調査員確保に要する経費でございます。同じく2目基幹統計調査費は、毎年度実施される各種基本調査のほか、令和3年度は経済センサス等が実施をされますので、統計指導員、調査員報酬のほか、次のページにかけて旅費、需用費など必要経費を計上しております。なお、歳入で御説明したとおり基幹統計調査に係る経費は、職員の人件費を除いて全て委託金として措置されることとなっております。

説明は以上となりますが、別添の主要な施策に関する説明書11から12ページに政策企画課分の主な事業を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。先程と同様、ページを見ながら進めたいと思います。説明書の20、21ページ、14款2項1目から2目にかけて、地方創生推進交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等、地域少子化対策重点推進交付金等が政策企画課で説明をされております。質疑はありませんか。

ではページを進めて22ページ下段、総務費県補助金、土地利用規制等対策費交付金。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

15款2項の土地利用規制等対策費交付金4万9,000円、額は小さいんですが実際どういうものに使われるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この交付金につきましては、国土利用計画法に基づいて一定の面積の売買があったときに、県の方へ進達をする事務になっております。その件数に応じてこの交付金が定められておまして、その事務に係る経費に充当しております。

○委員長（河野龍二委員）

次24、25ページ、地方創生移住支援事業補助金、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金が説明をされております。質疑はありませんか。

ページを進めたいと思います。26、27ページ、15款3項1目統計調査費委託金。戻っても構いません。進めていきたいと思います。28、29ページは財産収入の存目計上のところで国際交流基金運用収入が説明されております。

ページを進めたいと思います。30、31ページ、18款2項繰入金、国際交流基金繰入金は政策企画課所管です。

ページを進めます。34、35ページ、雑入の長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金の一部、とうけいながよ売払収入。歳入は以上です。

戻っても構いません。歳出もページを追っていきたいと思います。まずは54、55ページの下段、8目企画費から次のページ全般と59ページの上段。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

57ページの12節、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料ということで、この「支援」は何か理由があって入れておられるのか。主要な施策の説明書を見ますと「支援」は抜かれているんですが。私は策定業務委託の「支援」をどういう形でされるのかなと思って見とったら、こっちの方は入ってなかったものですから。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

公共施設等総合管理計画については、正しくは予算書の説明書の方の支援業務ということで、平成28年度に最初の計画を策定しておりますけれども、それから一定の期間が経過したということと、個別施設計画も今年度中に策定まで終えていますので、それを踏まえて改めて国からの指針の改定ですとか、社会情勢の変化、そうした個別計画の策定を踏まえて改定をするというものです。基本的には職員でやりたいと思っていますけれども、例えば施設カルテのデータベースの更新ですとか、コストの試算ですとか、そのようなところではどうしても専門的な知識、作業が必要となりますので、その部分の支援ということで「支援」という表現をさせていただいているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この委託の「支援」と考えたときに、支援事業で発注をされるということですが、私はどうもその成果品が頭に浮かんでこないんですね。計画の策定業務であれば、その計画書が成果品として上がってくると思うんですけども、その「支援」の業務委託ということになると、どういった成果品が契約の完成品としてくるのかイメージが湧かないも

んですから、この「支援」が要るのかなと思って今質問したところですが。通常こういう計画書の策定業務で、契約書が上がってきて、それを発注者の手元に届いて、検査調書なり作って、新システムに至っていくと言いますか、どのような形で上げられるのかというイメージが湧かないものですから、何か分かることがありましたら。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

名称は支援業務と言いながらも、実際には仕様書の中にどのような支援をしていたのか、成果物は何なのかという記載をいたします。今、想定してるのは、先程申し上げたような支援の内容に加えて、成果品としては計画書自体の電子データや紙での納品ということまで想定をしているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

まず確認を2点したいんですけども、57ページ下の方の役務費ですね。この広告料、Instagramという言葉が出てきましたが、再度この部分と、その下12節の委託料のホームページ更新業務委託料、これについても説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まず役務費の広告料は婚活事業に係る広告でございまして、今、想定しているのがInstagramを活用して広告を複数回打っていきたくいと。事業の周知であったり、本町の婚活に係る事業の周知というものを図っていきたくいと考えています。Instagramを想定しているのは、ターゲットが独身者ですので20代から30代ぐらいと考えれば、Instagramが一番、広告としては適切じゃないかと考えています。そのほかにもSNSとしてFacebookだったり、Twitterがあるんですけども、年齢層が若干違ったり、情報の更新速度が早過ぎるためInstagramにしたところです。内容としては、先程申し上げたとおり本町の婚活事業の内容を広告として、Instagramの利用者、あるいは日頃から婚活などの検索ワードで検索をされている方、そのようなところにターゲットを絞って広告を打っていきたくいと考えております。それから、2つ目のホームページについては、本町の移住定住に係るホームページをサブサイトとして構築しようと考えています。現在、町のホームページ全体としてはリニューアルの作業を行っているところですが、ここではどちらかというレイアウトの統一化を図ると。ここで少しデザインを変えるなど、既存のサイトに情報が埋もれないように、差別化をするためにサブサイトを作成したいと考えています。それと、先程の説明の中でも申し上げましたけれども、コロナ

禍においてなかなか対面での移住相談が難しくなっています。どうしてもこのICTを活用した情報発信ということの重要性が高まっていることから、このホームページのリニューアルという形で構築を考えています。そのほかサイトの中にお問い合わせの機能を持たせるなど、移住定住に資する内容で今想定をしているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。それでは婚活事業についてお聞きしたいんですけども、昨年の主要な施策の説明書に記載している事業内容と、本年度の予算の説明はほぼ同じかなと。今回予算も若干ですが増で要求をされていると思います。以前は長与町単独で結婚相談事業を行っていたと思うんです、登録制ということで。それがマンネリ化とか、会員数が伸びなかったということで、県がしている事業に乗って単独の婚活事業はそちらに移行していくという話だったんですけども、私の認識が間違っていたら言っていただきたいんですが、県の登録システムに登録させるわけですよ、まずは。でも、相談事業は長与町単独でも行っていると。よく分からないので、今までと何が変わってきているのか、違う点を御説明いただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まず町の単独で以前実施していた内容ですけども、大きく二本立てで実施をしていました。一つは会員登録制の会員登録をしていただいてマッチングをするというもの。それとイベントを町単独で行っていました。会員数が減少する中で継続が困難になったこともあり、もう少し広域的にマッチング、出会いの機会を広げたいと。県が実施しているものも活用しながら幅広く展開していきたいということです。現在、その再構築を行って1年目ですけども、一つは県のお見合いシステムへの登録支援です。あくまでシステムを構築し登録を募っているのは県でございますが、そこに対して会員登録をするのに住民の皆様が2年間で1万円掛かると。まずはその壁があることから、登録をしやすい環境を作るために1回限りですけども全額補助の実施をしています。そのあとは、県の方でシステムを使ったマッチングですとか、希望者はお見合いまで支援をするという事業もされております。そのほかイベントについても、県と市町が連携をして場所の提供であったり人的支援であったりと、ここには財政的な負担は無いんですけども、そのような形でのイベント、セミナーというものもございます。それに加えて、長与町の例えばお店であったり、人であったり、農産物であったりというものも使い、町の良さということも実感していただきながらイベントに参加していただき、そこでまた出会いを広げていただくということで、町での単独でのイベントも実施したいと考えています。この部分については今までと大きく変わらない部分かと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

と言うことは、単独でするイベントの対象者は県でマッチングを行っていると考えるところ、長与町の方々とは限らないという認識ですか。そこだけ改めてお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

このイベントの参加者は、県のマッチングシステム登録の有無にかかわらず募集をしています。そういう観点から、町内者に限らないイベントであれば町外者が参加することもございますし、一定応募が多い場合に町内を優先するという取り扱いもしているところがございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私も同じ結婚関連事業のことを伺いたいんですが、まず今のお話の中で出てきた広告料の Instagram ですが、Instagram の広告を打つのは多分アカウントがないとできないと思うんですが、長与町には既に Instagram のアカウントがあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町のアカウントは恐らくこれからの取得になるのではないかと思います。町の Instagram に発信するというよりも、広告として県内のタウン情報誌を発行しているような企業に広告料を払って、広告を出していただくというふうな想定で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、あくまでも政策企画課所管の婚活イベントだけを広告するということがよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町全体の広告というよりも、これは婚活事業、あるいは婚活のイベント、政策企画課の所管する婚活事業に関する情報の発信ということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そしたら婚活のイベントのことですけれども、これは今年度のことですけれども来年度の予算にも関わるのでお伺いしたいんですが、まず、このイベントは去年の5月に公募型プロポーザルでKTNと契約したものでですか。去年の予算50万円だったと思いますが。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

イベントについては御指摘のとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その結果のイベントというのが今月あるドライブスルー婚というものでですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

ドライブスルー婚は、先程も県との連携というお話をいたしましたけれども、県と時津町との共催の事業でございます。KTNとの本町のイベントのプロポーザルについては、秋に開催したスポーツイベント、冬に開催したクリスマス婚の2つと、さらにセミナーを2回実施しているものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回、今年度の50万円よりも80万円とアップしているわけですが、その理由と今おっしゃった今年度のイベントの成果や参加者について御説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今年度の成果ということで、秋に開催したスポーツイベントでは男女それぞれ8名ずつ参加がございまして、カップルの成立が2組でした。アンケート結果としても概ね好評だったということでございます。それからクリスマス婚については男女それぞれ9名の参加、カップル成立が4組。同じくアンケート結果で概ね好評でしたが、やはり食事をしながらお話をするというイベントでありましたので、このコロナ禍においてパーティーションであったり、マスクの着用といった感染対策を実施いたしました。逆に、それによって会話が聞き取りにくかったりという御意見もございました。次年度はその反省点も踏まえまして、スポーツイベントは好評でございましたので引き続き検討していきたいと考えていますけれども、クリスマス婚のような単なる食事をしながら会話という

だけではなく、先程も申し上げたとおり町の資源、農産物であったり、お店であったり、人という資源を有効に活用して、さらなる充実を図っていきたいと考えております。可能であればもう1回イベントを増やしたいということでの増額計上となっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると令和3年度はまた、こういう公募型プロポーザルをされるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

公募型で実施をする予定でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

KTNの方は分かったんですが、先程のドライブスルー婚が県と時津との共同ということで、これに関しては何か費用が掛かっているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この県との連携事業については、財政的な経費というのはございません。ただ、このイベントを企画するに当たって人的支援と言いますか、一緒に考えて企画する内容だったり、あと当日、職員も参加をすることを考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると予算が掛かってないので聞いていいのかあれなんです、このドライブスルー婚は、私、正直よく意味が分からないんです。コロナがあるからというのが一応理由になっていましたけれども、内容を見ると車に乗ったままトランシーバーかなんかで会話するみたいに書いてあったんですが、まず男女とも車を持ってないと参加できないですし、総合公園の方でやるらしいんですが、結構その日、そこでイベントやるっていうのは周知されているんで、人目につくとか、そういうところもあると思うんですよ。どういう形でやるのかよく分からないんですが、イベント中アイドリングしていれば環境にも悪いと思うんですよ。だから、そういうイベントをどういう意図で企画して、応募が結構あるのか。考え方をお聞きしたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員、直接予算と関わっていないので、これを最後の答弁に。特に県の事業という

ところでありますし、これはこの回答で。また別の機会で尋ねていただきたい。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今度3月20日に「車 de 恋するドライブスルー婚」という名前で、県と時津町と連携して実施をしております。このほかにも単独でやっている事業もありますし、連携した事業もほかにもセミナーとかも実施しています。先程も申し上げたとおり、今、参加を希望される方からコロナの感染も心配だとの声は確かにございまして、マスクやパーティションを活用してきました。ただ、コロナ禍であっても出会いの場を求めている方は一定いらっしゃるやいまして、安心して参加いただけるような形を模索しているということで、今回のこの企画に至っております。今回は8人ずつに限定しまして、お話しするときは、当然車ですからエンジンを止めて安全にも配慮をします。トランシーバーでお話をするというのが、先程も触れましたが、マスクをしていると顔が見えない、表情が見えない。これが車越しではありますけれども、マスクをしなくていいので表情が見てとれるというメリットもあります。応募の状況もそれぞれ8名ずつの定員としていますが、男性は既に定員を超えていますし、女性も今7名の応募がっておりますので、一定のニーズがあるということで、本町としてもこの婚活事業については、コロナ禍だからということで立ち止まるのではなく、結婚を希望される方々の支援、後押しをしていく必要があると、様々な形で実施をしていく必要があるのではないかと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そしたら、59ページの結婚祝金ですけれども、これは登録している方が成婚したら3万円ということでした。今年度の実績はあるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

現在のところ1組が実績としてございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。今59ページのところです。

ページを進めたいと思います。78ページから81ページまでが統計調査費です。

質疑はありませんか。

あと主要な施策に関する説明書が11、12ページで説明をされて、提出していただいた主要事業一覧の中にも、先程説明がありました公共施設等管理計画策定支援業務委託とクラウドソーシングセミナーの拡充説明がっております。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

主要な施策に関する説明書の12ページ、移住・定住促進事業ですけれども、これまでずっとこの事業を推進されてきたと思うんですが、実際に長与町に移住された人についての最近の実績と、今年度は44万7,000円本年度予算組んでおられるんですけども、大体目標とされる移住人口は何人ぐらいを想定されているのか、これは目標で構いませんけども教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは移住の実績です。この移住というのが単なる転居ではなくて、移住を希望する方が相談にお見えになられて、その支援によって移住をされた方の実績でございますけれども、令和元年度の実績が11世帯の27人でございます。それから今年度まだ途中ですけれども、昨年12月末現在で6世帯の10名。ややコロナの影響で相談も落ち込んでいるということが影響しているのではないかと考えています。それから目標値ですけれども、毎年度の目標というよりも、今、策定中の基本計画の中で、令和7年度に向けて毎年30人程度の移住を目標というふうに掲げているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。全般で構いません、歳入歳出、その他の資料全般で構いません。質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

移住関係ですけど、子育て世帯の移住支援も中学生以下の子の移住への支援があるということで、新聞とかに若い方の流出が全国で長与町は1位ということで、例えば中学生以下の移住もお願いして、ここも必要なんですけれども、いかに流出を止めるか。移住もしながら流出を止めるというそれぞれの課の連携が今後必要になってくるのではないかなど。以前、質問の中で町長が「優秀な人が長与町から出ていくのは仕方がない」と言うけれども、ここまで移住に一生懸命になるのであれば、止める政策も課を通して連携すべきといつも考えるんですけど、その考え方というのはいかがなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

もちろん移住だけではなくて定住、今いらっしゃる方が町外に転出することを一定抑制するという施策も非常に重要だと考えています。それについては、これまでも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という形で、これはまさに庁内横断的に連携をして取り組んできました。そうすることで一定の定住を図りつつ、移住も促進していきたいということでございました。確かに東京一極集中がますます加速する中で、長与町の転出超過ですね、転出と転入の差が町村の中で一番多かったという年度もございました。今

後は確かにそのような連携は必要だと思っていますので、基本計画と総合戦略をどちらも包含した内容として今回、策定を進めているところでございます。例えば進学率が非常に高くございますが、一旦長与町を離れるかもしれませんが帰ってきたくくなるような、町づくりであったり、今、県立大学がありますので、そこでの関係性を保って、町内に定住、あるいは移住をしていただくという施策を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

これで政策企画課の質疑を終了いたします。お疲れ様でした。

場内の時計で11時20分まで休憩いたします。

（休憩 11時06分～11時17分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。引き続き議案の審査を進めてまいります。

ただいまより税務課、収納推進課所管に係る質疑を行いたいと思います。

まずは予算の説明を求めます。

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

こんにちは。税務課所管分の歳入歳出予算について御説明いたします。主要な施策に関する説明書の2ページをお願いします。町税の状況です。町税の本年度予算額合計は42億5,628万9,000円、前年度との比較では3億1,394万3,000円の減、率にして6.9%の減でございます。うち、現年課税分は42億2,173万5,000円、前年度比3億3,098万5,000円の減、率にして7.3%の減。滞納繰越分は3,455万4,000円、前年度比1,704万2,000円の増、率にして97.3%の増でございます。町税の税目別の内訳について現年課税分は私の方から、滞納繰越分については収納推進課長より説明いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは予算に関する説明書の6、7ページをお願いいたします。1款1項1目1節の個人住民税の現年課税分につきましては、令和2年度の実績をベースとして新型コロナウイルス感染症の影響による給与収入の減少や寄附金税額控除の増加などを考慮し、21億6,100万円、前年度比1億2,000万円減額しております。次に2目1節の法人町民税現年課税分は7,600万円、前年度比4,100万円減額しております。内訳としましては、均等割は前年度実績を考慮し前年度比200万円の増額、法人税割は税率の変更とともに新型コロナウイルス感染症による減収分の影響を見込んで、前年度比4,300万円減額しております。次に2項1目1節固定資産税の現年課税分が13億9,200万円、前年度比1億4,000万円減額しております。減額の主な要因としまして、固定資産は令和3年度が評価替えの年に当たるため、全ての固定資産の価格を見直すこととなります。この評価替えに伴いまして調定額は前年度に比べ約4,000万円の減額となる見込みです。それに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、

事業収入が減少した中小事業者等に対する固定資産税等の特例による軽減により、家屋、償却資産も合わせて約1億円の減額を見込んでおります。次に2目国有資産等所在市町村交付金は369万7,000円、前年度比2万5,000円増額しております。次の3項1目1節環境性能割の現年課税分は、前年度と同額の200万円を計上しております。3項2目1節種別割の現年課税分は1億円、前年度比700万円減額しております。次に8、9ページをお願いいたします。4項1目1節の町たばこ税現年課税分は2億400万円、前年度比600万円減額しております。次の5項1目1節特別土地保有税の滞納繰越分は存目計上でございます。続きまして6項1目1節入湯税の現年課税分は3万8,000円、前年度比1万円減額しております。次に7項1目1節都市計画税の現年課税分は2億8,300万円、前年度比1,700万円減額しております。固定資産税と同じ理由となりますが、評価替えに伴う調定額は前年度に比べて約400万円を減額。中小事業者等に対する固定資産税等の特例による軽減により、家屋が1,300万円の減額を見込んでおります。次に18、19ページをお願いいたします。上段の13款2項1目総務手数料5節税務関係証明手数料は、情報連携などによる発行件数の減少を考慮し、前年度比90万円減の139万5,000円を計上いたしております。同じく6節督促手数料は68万円のうち60万円が税務課所管分で前年度と同額です。次の8節地籍手数料は28万円、前年度比4万円の減額です。前年度の実績を踏まえて減額しております。次に26、27ページをお願いいたします。上段の15款3項1目総務費委託金2節徴収委託金は前年度と同額の6,000万円を計上しております。これは納税義務者数を2万人と見込んでおり、1人当たり3,000円を乗じた金額でございます。次に32、33ページをお願いいたします。20款1項1目1節延滞金は140万円のうち10万円が税務課所管分で前年度と同額です。2節過料は前年度と同額の計上です。続きまして歳出です。66、67ページをお願いいたします。下段の2款2項1目税務総務費ですが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は税務課職員14名、収納推進課職員6名、計20名分の人件費です。次に、66から69ページにかけての人件費以外の節における税務課所管分は5,408万2,000円のうち194万5,000円で、前年度比8,000円の増額計上です。内容につきましては前年度とほぼ同様でございます。次に68ページから71ページをお願いいたします。2目賦課徴収費は、予算計上額5,484万2,000円のうち税務課所管分は4,910万円で、前年度比1,396万3,000円を減額しております。主な要因としましては、11節役務費の2行目、コンビニ等取扱手数料が61万1,000円の増額となっております。これは令和3年4月1日より町税がスマートフォンを利用して決済できることとなったため、利用者の増加を見込み増額しております。次の12節委託料は1,577万2,000円の減額となっております。これは、前年度予算に計上しておりました評価替えに伴う固定資産土地評価業務委託料の全額1,974万8,000円の減額によるものでございます。また、固定資産税の納付書処理業務委託料については、令和3年度が評価替えとなるこ

とから、令和2年度の予算においては未計上でしたので、本年度2か年分の380万円を計上しております。次に71ページの17節備品購入費14万1,000円につきましては、令和3年度の新規計上分となりますが、デジタルカメラと窓口用レジスターが老朽化しておりますので新たに購入を予定しております。次に2目賦課徴収費の最後となりますが、22節償還金、利子及び割引料は、法人税割の税率変更と新型コロナウイルス感染症による減収分の影響を考慮し、前年度比100万円を増額計上しております。次に132、133ページをお開きください。下段となりますが、6款1項5目農地費は190万8,000円、前年度比832万9,000円減額となります。減額の主な要因は12節委託料で、令和2年度に導入を行いました固定資産管理システム導入業務委託料970万9,000円が全額減額となり、令和3年度からは固定資産管理システム保守委託料として96万4,000円を計上しております。

以上が税務課所管の当初予算でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして収納推進課、藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

続きまして、収納推進課所管分について御説明をいたします。

まず歳入ですが、歳入総額は3,643万4,000円で、昨年度より1,702万2,000円の増額計上となっております。予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。各税の滞納繰越分について御説明をいたします。1款1項1目2節個人町民税滞納繰越分は892万2,000円、前年度比15万4,000円の増額計上となっております。1款1項2目2節法人町民税滞納繰越分は209万4,000円で、前年度比197万5,000円の増額計上となっております。1款2項1目2節固定資産税滞納繰越分は2,116万2,000円で、前年度比1,389万7,000円の増額計上となっております。1款3項2目2節軽自動車税滞納繰越分は9万9,000円で、前年度比2万9,000円の減額計上となっております。8、9ページをお開きください。1款7項1目2節都市計画税滞納繰越分は227万6,000円で、前年度比104万5,000円の増額計上となっております。徴収猶予の特例制度の申請がっておりますので、それに伴いまして滞納繰越分の歳入予算が増額となっております。18、19ページをお開きください。13款2項1目6節督促手数料のうち、滞納繰越分として8万円を計上しております。32、33ページをお開きください。20款1項1目1節延滞金のうち、滞納繰越分として130万円を計上しております。34、35ページをお開きください。20款5項1目1節雑入の上から3番目、滞納処分費で50万1,000円を計上しております。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして歳出の主なものについて御説明をいたします。68、69ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費ですが、収納推進課所管分の合計額は574万2,000円で、5万6,000円の減額計上となっております。1節報酬ですが収納推進

専門員報酬として264万9,000円を計上しております。3節職員手当等、会計年度任用職員期末手当のうち56万3,000円、4節共済費、会計年度任用職員社会保険料56万6,000円、8節旅費、会計年度任用職員通勤手当のうち13万9,000円は、全て収納推進専門員に係るものでございます。70、71ページをお開きください。12節委託料のうち、上から4番目、鑑定委託料33万円が収納推進課所管分となっております。令和2年度まで収納推進課で予算計上しておりましたファイナンシャルプランナー委託料につきましては、令和3年度以降は地域安全課で計上をしております。以上で収納推進課所管の説明を終わります。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。ページ数が重なっておりますので、税務課、収納推進課併せて質疑を行っていきたいと思います。それではページを追っていきたいと思います。冒頭、主要な施策に関する説明書で2ページの部分を説明していただきました。これも併せて予算に関する説明書のまず6ページから9ページにかけて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

まず税収が前年度より1億2,000万円ほど減少したと、コロナウイルスの影響だろうということで。過去にこれくらいの減収の予算を立てた経緯があるのか。それとも、かなり厳しい形での予算の計上をされたのか、考え方をお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

村田税務課長。

○税務課長（村田佳美君）

過去にリーマンショックの際に減額予算を立てたことがあるようで、正確な数字は分かりませんが、3年間くらい減額させていただいたという経緯がございました。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そういう意味ではかなり厳しい状況かなと思うんですけども。それで、収納推進課では滞納繰越分が増額の予算を計上されております。説明が徴収の猶予の特例が出ているということで、その分が令和3年度には収納されるんじゃないかという形でしょうけど、現年度課税分は非常に厳しいと。じゃあ猶予分が果たして入ってくるのかなと懸念もされるんですけども、この猶予というのは令和2年度だけの猶予で、継続して猶予することはできないんですか。そこまでお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

去年の税法改正で徴収猶予の特例制度が創設されたんですけれども、こちらで1年間延滞金無し、担保無しで猶予しますという制度ができました。その延長につきましては、地方税法の改正が必要になりまして、その改正の中では国税ベースになるんですけども、その徴収猶予の件数が想定よりだいぶ少なかったということ。それから、資金繰りが厳しい場合には無利子の融資で対応すべきというような意見があったようで、その税法改正が見送られておりますので延長は無いとなっております。徴収猶予の特例制度ですけれども、大体2,300万円ほど今出ておりまして、そのうち繰り越しが1,800万円ほどの予定となっております。大きな企業がほとんどを占めておりますので、恐らく3年度は収納ができるのではないかと考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

質問の形になるかどうかですけど、コロナの影響は令和3年度も引き続き多分出てくると思うんです。猶予分という形での計上と言われていましたけれど、状況が厳しければ税の収納というのは本当に厳しいと思いますので、その辺は十分配慮した形で対応されると思います。その考えをもう一度お願いできませんでしょうか。

○委員（金子恵委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

徴収猶予の特例につきましては1年間限りになるんですけれども、従来から地方税法上で徴収猶予という制度がありますので、どうしても厳しいという場合には既存の徴収猶予の制度や分納で対応するなど、丁寧な徴収を心掛けたいと思っております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

6、7ページ、固定資産税のところですが、先程大体1億4,000万円ほど減収になるということで、そのうち4,000万円ほどが評価替えによるもので、残りの1億円がコロナの特例によるものだと言ったんですが、このコロナの特例による1億円の減額というのは具体的にどういうものを想定されておられるのか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

今回、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対する固定資産税の特例措置というのがありまして、家屋と償却資産ですけれども、令和2年2月から10月までの、任意の連続する3か月間の事業収入が前年の同期間の事業費と比べて30%以上減少している中小事業者に対して、減少の割合に応じて特例を2分の1であったり、全額軽減するという制度になっております。令和2年度の税から対象になるような事業所の見込みを出してみたんですけれども、固定資産の家屋で133件、償却資産で149件、都市計画税の家屋で100件、見越しておりまして、それで大体固定資産の家屋、令和2年度の税額を基に算定したときに50%以上落ちているのではないかという見込みを立てまして、金額を算定させていただいているところです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

去年、コロナの騒動が始まったときに私が認識していたのは、影響を受けた方たちにとって2年度分の固定資産税については翌年度に延納を認める制度ができて、そして3年度分を減免しますというようなものじゃなかったかなと思ってたんですね。だから、3年度は2年度に延納した分が入ってくるので、そんなに影響ないだろうと思ってたんです。今お聞きをしますと、3年度分に適用される制度がまた新たにできたということで、それによって1億円ぐらいの減収が見込まれると、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

先程のお考えのとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ページを進めていきたいと思います。今、9ページまで来ました。18、19ページありませんか。

戻っても構いません。26、27ページ、15款3項1目。

次いきます。32、33ページ、20款諸収入。34、35ページが滞納処分費です、20款5項雑入の滞納処分費、質疑はありませんか。

歳入に戻っても構いません。歳出の方に入りたいと思います。66、67ページ、2款2項1目から税務課と収納推進課が一緒になっております。71ページまでの中段から下がったところまでです。質疑はありませんか。

じゃあ、飛びまして132、133ページ、6款1項5目農地費、ここは税務課で説明がされております。質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

新年度から、先程若干触れられていたんですけれども税の収納の、いわゆる収納環境の改善ですか、国保とか上下水道とも同じだと思うんですけれども、改めてもうちょっと具体的にどういった形での納付方法が新たにできるようになるのかを示してください。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

4月1日からキャッシュレス納税を導入いたします。キャッシュレス納税につきましては、スマホ決済が急速に普及をしてきたということや、コロナ禍において家にいながら簡単に納付ができるという理由で検討を始めまして、現在、コンビニ収納の導入をしているんですけれども、その仕組みを使い、コンビニ収納の納付書に印字しているバーコード、こちらを専用のスマートフォンのアプリで読み込むことによって納税ができると。このキャッシュレス納税につきましては、追加の導入費用や手数料もコンビニ収納と同額ということから、納付環境の整備の一環として導入を決定しております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

まだ議決前なのでどこまで説明できるか分からないですけども、ある程度は業者とも打ち合わせとか、検討されていると思うんです。ですので、こういったアプリケーションを使えるのかということろまで、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

こちらにつきましては3月の広報にも掲載しておりますけれども、PayPay と LINE Pay、この2業者でございます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

納付しやすい環境、特にこのコロナ禍においてというのは重要だと思います。同じように、歳入の方で税証明発行手数料というのがあったんですけれども、これはあくまでも窓口で発行している手数料を掲載されていると思うんですよね。長与町ではマイナンバーカードを使ったコンビニ交付を導入しているんですが、今のところ住民票あるいは戸籍関係に限られていると。当然この税証明発行関係も窓口に来なくても可能ですよね。例えば長崎市とか西海市は既にそれができるような環境になっていると思うんですけど、本町はこのコロナ禍においていろんなことがそういった形で進んでいる中、まだ税証明関係は現状のままということで、その点について課内での検討状況を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

税証明のコンビニ交付につきましては十分検討しているところではありますけれども、今の思いといたしましては、マイナンバーカード等によって情報連携が進んでおりまして、証明書自体の発行件数が毎年減少してきているというところもあります。一方で、コンビニ交付につきまして資料は今ありませんけれども、高額な導入費用等が掛かると聞いておりますので、費用対効果を考えまして、今は導入していない状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

70、71ページの、歳出の2款2項2目12節の納付書処理業務委託料が、今年度118万8,000円と結構増額になっていることについて、御説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

今回の納付書処理業務委託料につきましては、令和3年度が固定資産税の評価替えの年に当たりまして納期限が1か月ずれることとなります。それに伴いまして納付書発送も例年は3月に準備していたんですけども、それが1か月遅れて4月からの準備となる関係から、令和2年度につきましては固定資産の納付書処理業務委託料を計上しておりませんでしたので、令和3年度に2か年分、令和3年度と令和4年度の納付書処理業務委託料を計上しておりますので、増額となっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

それではこれで質疑なしと認めます。

税務課、収納推進課の審査を終了いたします。お疲れ様でした。

場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時53分～13時10分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き議案第22号の件を議題としております。ただいまより総務部総務課所管の審査を行っていきたいと思います。予算の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは総務課及び選挙管理委員会所管の予算の説明をいたします。初めに歳入でござ

ございます。予算に関する説明書の26、27ページをお願いいたします。15款県支出金3項1目1節の総務管理費委託金の上から2行目、人権啓発活動地方委託事業委託金43万2,000円のうち、総務課所管分は1万2,000円で人権の花運動に係る事業費に充当をいたします。続きまして4節選挙費委託金、衆議院議員総選挙事務委託金1,385万9,000円、長崎県知事選挙事務委託金1,068万5,000円を計上、在外選挙人名簿登録事務委託金は存目計上でございます。28、29ページをお願いいたします。17款寄附金1項1目1節の一般寄附金、及び次のページの2目1節総務管理費寄附金、いずれも存目計上でございます。34、35ページをお願いいたします。20款諸収入5項1目1節雑入、下から10行目、研修助成金収入47万5,000円。内容は、通信教育や研修期間派遣事業などに係る助成金で、長崎県市町村振興協会からの一部補填でございます。歳出の2款1項1目の職員研修事業に全額を充当いたします。続きまして歳出でございますが、42、43ページをお願いいたします。2款総務費1項1目1節報酬では、上から行政改革推進委員会5名の2回分、表彰審議専門委員会7名の1回分、行政不服審査会5名の3回分、いじめ問題調査委員会5名の1回分、産業医1名、各委員報酬を計上しております。続きまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、町長、副町長、総務部長、総務課職員7名、秘書広報課職員4名、契約管財課職員5名の人件費でございます。続きまして44、45ページをお願いいたします。7節報償費は全て総務課の所管でございます。一番上の自治功労者表彰費につきましては、定年退職及び在職25年となる職員の減に伴うもので、前年度比21万円の減額の計上でございます。続いて8節旅費では、普通旅費のうち7万1,000円、研修旅費の全額、総務課所管分の各種委員の費用弁償を5万2,000円計上しております。職員の階層別研修、専門研修のほか、各種の研修に係る旅費を計上いたしております。続いて10節需用費では、消耗品費502万円を計上。うち例規、書籍の追録代467万円が主なものでございます。このほか、食糧費のうち11万3,000円、印刷製本費のうち6万2,000円が総務課所管でございます。次に11節役務費では、通信運搬費のうち1,882万2,000円、総合賠償保険料の全額が総務課の所管でございます。令和3年度の予算より郵便料が通信運搬費に統合され、細節の郵便料が廃止されております。12節委託料では、上から職員健康診断委託料、長崎県公平事務委託料、研修委託料、職員採用試験事務委託料、郵便料金システム保守委託料、文書廃棄処理委託料、以上が総務課所管となります。研修委託料では、人権研修や事務の効率化を促すための各種研修を予定しております。次に46、47ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料では、自動車借上料のうち6万円、有料道路等使用料のうち1万5,000円、駐車場使用料のうち3万5,000円、それから用具等借上料以下は全て総務課の所管でございます。次に17節備品購入費9万2,000円はシュレッダー1台を購入予定しております。続いて18節負担金、補助及び交付金では、上から2行目の長崎県町村会負担金、職員厚生費、長崎人権擁護委員協議会負担金、発明

協会長崎県支部事業費負担金、各種講習会負担金、長崎県社会保険協会会費、日本非核宣言自治体協議会負担金、長崎県市町村行政振興協議会事業負担金、長崎県市町職員採用説明会参加負担金、自治体委託等業務にかかる災害補償事業負担金が総務課の所管でございます。令和3年度の新規分といたしまして、長崎県市町職員採用説明会参加負担金がございます。また、令和2年度の予算にありました私人に対する災害補償事業負担金は、名称変更により自治体委託等業務に係る災害補償事業負担金となっております。次に66、67ページをお願いいたします。2款2項1目1節の固定資産評価審査委員会委員報酬は3名で2回分を計上しております。次に68、69ページをお願いいたします。2行目の8節旅費では固定資産評価審査委員会時の費用弁償を計上しております。

続いて74、75ページをお願いいたします。選挙管理委員会の所管に移ります。2款4項1目1節報酬の選挙管理委員会委員報酬は4名分を計上、2節給料から4節共済費は職員1名分でございます。また、8節の旅費は前年度比12万5,000円を増額計上、13節使用料及び賃借料では自動車借上料を計上、これは隔年で実施しております西彼杵郡選挙管理委員会連合会の視察研修に伴うものでございます。次に2目選挙常時啓発費1節報酬では明るい選挙推進協議会委員報酬16名、2回分の委員報酬を計上しております。続いて3目衆議院議員総選挙費では、令和3年10月21日に任期満了を迎えることから、選挙執行に係る経費1,737万5,000円を計上しております。この中で一般備品購入費453万2,000円を計上しておりますが、開票作業で使用する投票用紙読取分類機を1台、購入を予定しているところでございます。現在使用している読取分類機についてはもう15年以上使用をしております、修繕部品の供給が停止されております。機器等の更新により開票の迅速化に繋がるものと考えております。このほか投票場の運営経費をはじめ、不在者投票、ポスター掲示場、啓発などに係る経費を計上しているところでございます。続いて76、77ページ、4目長崎県知事選挙費におきましては、令和4年3月1日に任期満了を迎えることから、選挙執行に係る経費1,276万1,000円を計上しております。78、79ページをお願いいたします。中段にございます長与町長選挙費は廃目でございます。続いて、202、203ページでございます。以降215ページまでが給与費明細書となります。202ページにつきましては特別職に係る分でございますが、その他の特別職は前年度と比較して66名の減、合計で1,134万8,000円の減となります。減額の主な理由は国勢調査に係る調査員の報酬1,161万1,000円の減額でございます。続いて204、205ページ、一般職の総括になります。こちら206ページから209ページにかけての会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員に係る給与費明細の総括となります。内訳については206、207ページをお願いいたします。会計年度任用職員以外の職員に係る給与費明細でございますが、職員数は令和2年4月の新規採用職員が5名、同年退職者が3名、配置転換により他の会計3名、他の会計より4名の異動があつており、差し引き3名の増でございます。なお、括弧書きの人数は短時間勤務職員数を外書きしてお

ります。増の主な要因といたしましては、給料は定期昇給及び職員3名の増によるもの。職員手当は時間外勤務手当の増で、内訳として防災費に300万円の増、選挙費に400万円の増でございます。続きまして、208、209ページをお願いいたします。会計年度任用職員に係る給与費明細でございます。職員数は82名の減、報酬795万3,000円の増、職員手当859万3,000円の増、共済費137万8,000円の増となっております。増額の主な要因でございますが、報酬は育児休業代替職員の看護師、保健師各1名の増で472万円。あとコロナワクチン接種事業で任用する看護師、こちら156万円の増でございます。また職員手当は6月期の期末手当につきまして、令和2年度は4月から制度が始まったことによりまして、支給対象となる月が4月と5月の二月でした。3年度以降につきましては、12月から5月までの六月が対象となりますので、支給対象の月数による増でございます。なお共済費は報酬の増額に伴うものでございます。続きまして210、211ページをお願いいたします。報酬、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。報酬、給料及び職員手当に区分をいたしまして、増減事由別内訳、その説明について記載をしております。続きまして212ページでございますが、給料及び職員手当の状況といたしまして職員一人当たりの給与と初任給を掲載しております。次に213ページ、こちらは級別職員数を掲載しております。本町の給料表は1級から7級までございます。級別の職員数について、令和3年及び令和2年における1月1日時点での比較を掲載しております。続いて214、215ページをお願いいたします。上から期末手当・勤勉手当、それから、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当、最後にその他の手当につきまして支給率などの内容、及び国の制度との比較について掲載をしております。続いて、主要な施策に関する説明書23ページでございますが、こちらの方には特別職・非常勤職員報酬一覧表。また、26ページには補助金・負担金一覧表を掲載しております。併せて御参照をいただくようお願いいたします。

以上で総務課及び選挙管理委員会所管の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。ページを追っていきたいと思います。まず歳入の26、27ページ、15款3項1目1節の人権啓発活動地方委託事業委託金、4節選挙費委託金が総務課所管となっております。次のページ、28、29では一番下段、寄附金、一般寄附金が総務課所管。次のページは総務管理費寄附金、存目計上となっております。

ページ進めます。34ページは雑入、研修助成金収入は総務課所管です。歳入は以上です。戻っても構いませんので、歳出のページにも進んでいきたいと思います。42、43ページ、2款1項1目一般管理費のところでは1節報酬ではそれぞれ総務課が幾つかありました。4つ、5つですね。その後、43ページから、旅費、需用費、事務費等々は少しほかの課とも一緒になっておりますが、あります。47ページまでが一定総務課の所管となっておりますけども、質疑はありませんか。

ページを進めたいと思います。66ページ、2款総務費2項徴税費1目税務総務費の固定資産評価審査委員会委員報酬は総務課となっております。あと次のページの研修旅費も総務課ということでした。よろしいですか。

ページを先に進めます。74ページ、選挙費が総務課所管となっております。選挙常時啓発費、衆議院議員総選挙費、あと県知事選挙費ですね、79ページまで。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

参考までにちょっと教えていただきたいんですが、例えば、財源内訳を見てみると衆議院選挙に関するものは一部一般財源が投入されていると思うんですね。同様に県知事選においても一般財源が投入されるんですけども、例えば、こういったものが町で負担しなきゃいけないかというのを、ざっとでいいので教えていただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

歳入に対して歳出の方が上回っているということなんですが、基本的には国政選挙につきましては全額歳入の範囲内でやることを考えております。ただ、どうしても突発的なところで人件費がはみ出たりとかいった、不測の事態に備えて歳出をちょっと多めに組んでいる。または、入札等々で価格が落ちてくる部分を一般財源に入れていたるところで、基本的には国費の範囲内でやることを前提に予算を組んでいます。だから歳入の範囲内で歳出も組むべきではあるんですけども、不足した場合のために多めに、歳出の方を余分に見ているというところがございます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。で、先程77ページの17節一般備品購入費で機械を購入するということで、これは言うなれば、どの選挙でも使えるわけですね。町議会議員選挙でも使えるものだと思います。こういったこともやはり、一定この部分については国費で見てもらえるという理解でよろしいのでしょうか。今回の場合、衆議院選挙費で上がってきてますよね。そこをお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

選挙備品等につきまして、委員がおっしゃったように町選挙でも使う、県でも使う、国でも使うというものに関しては、国政選挙の委託金の中で9分の5の補助となります。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

ただいま衆議院選の中で9分の5という説明がありました。また、同一年度内に県知事選挙が執行されますので、実は県知事選挙の中で9分の2を見ていただけるというような話が出ております。だから、今年度に購入するのが一番町の持ち出しが少なく済むというような考え方で、本年度の更新ということで考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ただいま79ページまでです。それと202から215まで給与費の明細の説明が行われました。ここも含めて、質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

204ページからの職員数等の表なんですが、208ページの会計年度任用職員の数を見ると本年度が394人、204ページの一般職のところを見ると括弧内の短時間勤務職員は412人となっているんですが、この412人のうち394人が会計年度任用職員ということなんでしょうか。そうすると、それ以外はどういう扱いなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

204ページの412名が短時間勤務職員、208ページの会計年度任用職員が394名で、残り18名が本町職員の再任用職員の短時間勤務のもので206ページの方に記載がされております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに、歳入歳出全般にわたって、また先程の給与費明細書にわたって、ほかに質疑はありませんか。全般にわたっても構いません、ありませんか。

質疑なしと認めます。これで、総務課所管の質疑を終了いたします。お疲れ様でした。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。ただいまより、契約管財課所管についての審査を行います。予算についての説明を求めます。

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

皆さんお疲れ様です。それでは、議案第22号令和3年度長与町一般会計予算の契約管財課所管分について御説明申し上げます。長与町一般会計予算に関する説明書の14、15ページをお開きください。まず歳入でございます。13款1項1目1節の管財使用料、長与駅コミュニティホール使用料として1万円を計上しております。続いて、18、

19ページをお開きください。13款2項1目7節登記手数料は存目で計上しております。続いて、26、27ページをお開きください。15款3項1目1節総務管理費委託金の上から3番目の市町村権限移譲等交付金（土地確認）は存目で計上しております。続きまして、28、29ページをお開きください。16款1項1目1節土地貸付収入の500万円ですが、昨年度と比べますと400万円の減収で計上しております。16款2項1目1節不動産売払収入でございますが存目で計上しております。続きまして30、31ページをお開きください。18款1項1目1節駐車場事業特別会計繰入金は存目で計上しております。続きまして、34、35ページをお開きください。20款5項1目1節雑入でございますが、契約管財課所管分につきましては上から2番目、現金自動預入支払機設置使用料72万円。次に、その5行下の清涼飲料水自動販売機設置使用料381万9,000円のうち、契約管財課所管分64万8,000円を計上。その7行下の庁舎コピー使用料15万円を計上しております。その4行下の町村有自動車損害共済返戻金は存目で計上しております。その4行下の電柱等設置使用料2万6,000円のうち、契約管財課所管分1万9,000円を計上しております。その8行下の境界立会他証明書等交付手数料1万1,000円のうち、契約管財課所管分としては存目で計上しております。その4行下の町村有自動車損害共済金、その下の町村有建物災害共済金は存目で計上しております。雑入合計で154万1,000円でございます。

続きまして歳出でございます。42、43ページをお開きください。2款1項1目2節給料8,168万4,000円、3節職員手当等1億7,068万8,000円。次のページの4節共済費4,437万円の中に契約管財課課長以下契約管財係職員4名分が含まれております。続きまして、50、51ページをお開きください。2款1項5目財産管理費でございます。1節報酬、8節旅費につきましては、前年度と同額を計上しております。10節需用費は3,100万3,000円で、主なものとしましては庁舎の光熱費でございます。11節役務費は584万3,000円で、電話料が主なものでございます。12節委託料は3,990万6,000円でございます。続きまして、52、53ページをお開きください。同じく委託料になりますが、主なものとしましては庁舎管理業務委託料486万2,000円、庁舎管理委託料917万6,000円を計上しております。次に13節使用料及び賃借料1,122万円でございます。主なものは、公用車リース603万8,000円でございます。次に14節工事請負費140万円を計上しております。次に17節備品購入費でございますが44万4,000円を計上しております。次に18節負担金、補助及び交付金でございますが、主なものは長与町公共施設等管理公社補助金でございます。次に26節公課費でございますが、自動車重量税8万4,000円を計上しております。続きまして、58、59ページをお開きください。2款1項9目電子計算費でございます。2節給料1,097万4,000円、3節職員手当等716万7,000円、4節共済費338万円は情報管理係3名分を計上しております。8節旅費は前年度と同額で計上しております。10節需用費につきましては、基

幹システムの大型プリンターのトナーなどの消耗品費及びパソコン周辺機器の修繕料で
ございます。11節役務費は5,997万円でございますが、ドメイン管理手数料4,0
00円につきましては、インターネット、メール接続のためのドメイン名の維持管理費
でございます。回線使用料230万8,000円につきましては、県や自治体間の通信
や社会保障番号制度情報連携回線として使用されている相互情報ネットワークL GW
AN回線の接続料113万5,200円。庁舎内で使用しております財務会計システム
を保育所、小学校で使用できるように環境を構築しておりますその回線使用料100万
3,200円。インターネット接続系のセキュリティ強化を図るため、長崎県自治体情
報セキュリティクラウドというアプリケーションサービスへの参加をしております。そ
の接続料6万8,640円。南交流センターV P回線接続使用料10万320円でござ
います。また、データセンターサービス利用型基幹システム使用料5,768万8,00
0円でございます。12節委託料1,790万7,000円でございますが、電算システ
ム運用開発委託料の主なものとしまして電算システム運用管理委託料1,188万円。
これにつきましては、業者からシステムエンジニア1名を常駐していただき、職員への
運用支援など、システム運用管理に対して支援をいただくものでございます。そのほか、
地方公共団体セキュリティ強化対策保守業務委託料などを計上しております。主なもの
は以上でございます。続きまして、60、61ページをお開きください。13節使用料
及び賃借料2,953万6,000円でございます。電子計算機及び周辺機器等リース料
2,280万1,000円、主なものとしましてはパソコン等のリース料1,880万円。
今年度新たに情報化推進技術使用料、これにつきましてはR P A年間フルライセンスと
して99万8,800円、A I - O C Rサービス利用料165万円、合わせて264万
9,000円。電算室の空調機リース料としまして279万6,000円を計上しており
ます。17節備品購入費につきましては、一般事務用パソコンを一部リースから購入に
切り替え、パソコン機器63台分の購入費になります。18節負担金、補助及び交付金
でございますが、主なものとしましては長崎県自治体情報セキュリティクラウド運用負
担金189万8,000円。長崎県が行っております県内市町のインターネット接続ポ
イントの集約とセキュリティ監視の共同利用を進めることで、経費の削減とセキュリ
ティ水準の向上を図るための運用経費の負担金となります。社会保障・税番号制度中間サ
ーバー・プラットフォーム交付金416万3,000円につきましては、マイナンバー制
度の中間サーバー運用経費に係る交付金でございます。続きまして、224、225ペ
ージをお開きください。債務負担行為に関する説明書でございます。上から3番目のデ
ータセンターサービス利用型基幹システム使用料が契約管財課所管分でございます。

次に、主要な施策に関する説明書の9、10ページをお開きください。2款1項9目
のデータセンターサービス利用型基幹システム使用料5,765万8,000円、情報化
推進技術使用料264万9,000円につきましては、説明は記載のとおりでございます。
次に37、38ページをお開きください。7. 長期継続契約予定一覧になります。契約

管財課所管分につきましては、上から5件でございます。

以上で契約管財課所管分について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。ページを追って質疑を進めていきたいと思っております。説明書のまずは14、15ページ、長与駅コミュニティホール使用料、次に18、19、登記手数料、存目計上。次に26、27、市町村権限移譲、15款3項1目1節が契約管財課となっております。ページ戻っても構いません。28ページは16款1項1目財産貸付収入、土地貸付収入ですね。質疑はありませんか。

同じページは不動産売払収入が契約管財課となっております。戻っても構いませんけど先に進みます。30、31ページでは駐車場の特別会計繰入金が入金されております。次に34、35ページでは雑入。一部ほかの課と重なっているところがありますけども、契約管財課の説明では7件説明がありました。質疑はありませんか。

それでは歳出の方にもページを進めていきたいと思っております。まず50、51ページ、5目財産管理費が契約管財課となっております。52、53ページの自動車重量税、26節公課費まで含めて契約管財課となっております。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

52、53ページの2款1項5目12節委託料の一番下の空調設備保守委託料、今年度予算では88万円だったと思うんですが、結構大きく増えている理由は何でしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

今年度ESCO事業がございまして、ESCO事業を絡めて空調機の中央監視盤とか、そういうのをした分が終わりまして、そのあとの保守委託料を計上しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、これをもう1回と言ったら変ですけど、節約するような何か方法があるのか、来年度以降、大体このぐらいの金額になるっていうのは何かありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

昨年度88万円だった理由ということで、もうちょっと付け加えをさせていただきます。今年度も7月末までESCOサービス事業の委託料の中で保守運転管理費というのは支出されておりました。昨年度7月末までですので、それ以降に掛かる分が88万円

という見積もりでした。88万円と比べて300万円が多いという印象、確かにそのとおりだと思うんですが、一番、保守管理、そして運転管理に掛かるのは、夏場の空調、クーラーに切り替えるときにかなりの額が掛かる、その期間はまだESCOの期間でしたのでそこで賄えた。ですので、若干ESCOの当時よりも正直金額は上がっています。ただ、それはやっぱり機械が老朽化したことにもよりますし、今回御審議いただいて、ここもまた契約事務という方向になりますので、その中で、若干協議の中で一定何かしら業者側にも考慮していただけるようなところがないかというところは、今後また継続して協議をしたいと思います。ですので、来年度一年試してみ、次年度またこの金額、変わる可能性というのは当然あるかと思っています。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今さらこういうことを聞いて大変申し訳ないんですけども、51ページの高田駅トイレ清掃委託料と長与駅警備委託料、次ページの長与駅清掃管理委託料。これはJRの、企業名ちょっと忘れちゃったけど、何とかサービスという所に委託されてたと思うんですけど、令和3年度も同じ委託先になるんですかね。まずそこをお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

まず高田駅の清掃委託ですが、高田駅の駅舎の外側にあるトイレの清掃を駅員に直接していただいておりますので、ここに関してはJRサービスサポートに継続していただくような方向性に今あります。警備委託料ですけども、この警備委託というのはいわゆるセコムであったりとか、そういうものの費用です。警備の機器とそれに対応する警備会社への委託料という形です。プラス長与駅清掃管理委託料ですけども、これに関しては10年来一定の会社だけに見積もるのはどうなのかというお話をいただいておりますので、昨年度2社から見積もりをしまして、今年度から別の所に管理が変わっております。今年も同じくその2社で見積もってということで考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

大体分かりました。一つはなぜ質問したかと言うと、駅の勤務員の体制が変わって、特に高田駅は無人化になってる状況だと思うんですよね。職員の方が清掃されるという

ことですが、清掃のために来られるようにされるんですかね。ですから、この契約金額がどういう形での契約内容になってるのか、教えていただければと思いますけど。

○委員（金子恵委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

そうですね、我々はあくまでも掃除をしてくださいというお願いですので、どういうやり方であるかはJRにお任せしたいところではあるんですけども、今現在も毎日お掃除に来られているという報告はいただいております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

無人化が果たしてどうなのかというところもあるんですけど、そういう意味ではなかなか本当に管理が行き届いているかどうかというの、非常に分かりづらくなるのではないかなと思いますんで、敢えて、ここが安価なのかどうなのかというところなんです、金額的には大きくないんですけど、便宜上、多分JRのサービスサポートという所に委託をされていたと思うんで、これも今後は無人化されるなら、契約先を検討されてもいいのではないかなというふうに思うんですが、そこら辺の考えはありませんかね。

○委員（金子恵委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

貴重な御意見として拝聴いたしまして、今年度の契約に当たって現契約者とその旨、協議をしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。53ページまでですね。

ページを進めていきたいとます。58ページ、9目電子計算費ですね。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

電算システム運用開発委託料、SE1名分を含んだってということですが、去年からすると半分ぐらいになってるんですよ、金額的に。もう少し詳しく教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

昨年と比べまして、大幅に令和3年度要求している分が減額されていますけども、令和2年度の要求には昨日審議いただいた補正予算で減額をした分があったんですけども、

令和3年度税制改正対応であるとか、デジタル手続法改正への対応とか、標準レイアウト改版に伴う基幹システム改修とか、法改正に伴う改修が多かったんですけども。令和3年度の改修が、法改正の対応が今回繰り越しをした分と同じなんですけども、法務省の補助金に絡む部分になりますけれども、デジタル手続法対応の延長ということで、戸籍の附票を情報連携することができるように住基ネットと戸籍の連結部分の改修がまだ残っていますので、そちらの分を計上してるんですけども、その他の法改正対応っていうのが今のところ予定がありませんので、その分で大幅に減額となっています。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この分は、その改正とそのSEの分ということで、そもそもこのSEってお幾らなんでしょうかね、答えられればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

今回計上している電算システム運用開発委託料のうち、常駐SEに係る電算システム運用管理委託というのをしてるんですけども、1,188万円で計上しております。こちらの内容については、現在基幹システムを導入しているベンダーの方から基幹システムの運用で、例えば職員が誤った処理をした場合であるとか、新しい処理をする場合にこの方法で本当に良いのかという検証を行うとか、法改正に対応したときの解説であるとか、そういった部分をまず一義的に行うために、情報管理系の場所に1名常駐をしていただいております。この金額ですけれども、そのSE1人の人件費全てというわけではありません。そのベンダーの中にそれぞれ、例えば健康保険税であるとか、住民税とか、固定資産税とか、それぞれの専門のSEがいるんですけども、そちらのSEが保守に来るとか、処理の立ち会いで来るとかの保守費用も含んだ形となっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

61ページ13節の情報化推進技術使用料ですが、RPAとAI-OCR、これの説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

13節の情報化推進技術使用料の、まずRPAっていうのは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略語になるんですけども、端的に言いますと、人間が例えば

システム上でこの部分をクリックして、こちらのファイルを開いて、この何行目をドラッグしてコピーするというような操作をする。そういった操作を一つ一つ行動として記憶をさせて、機械が決まったとおりの操作を勝手にすることができるようにするという技術になります。RPAの種類がいろいろありまして、日本が作った製品もありますし、海外の製品もありますし、近年、長崎県庁であるとか、近隣の自治体ももう導入を進めているようではございますけれども、こちらを使うことによって、例えば単純な作業で、エクセルのこの場所にあるものをコピーしてこっちに貼りつける、ずっとそれを繰り返すという、そういう単純で単調なことをただ正確に連続してやらないといけないとか、そういった作業があった場合に、機械にその操作を覚えさせて自動ですべてやってもらおうという、そのプロセスを自動化させるためのシステムがRPAというものになります。AI-OCRは、AIはいわゆる人工知能です。で、OCRというのは、こういった紙を、例えばスキャンして読み込んだときにそれを文字データに起こすっていうのをOCRって言うんですけども。例えば、役場の1階にある住民関係の窓口とかで、例えば手書きで書いていただいた申請書類とか、そういったものについて枠ごとに設定をして、例えばここに日本語が書かれて、漢字が入るとか、数字が入るとかっていうことを最初に記憶させた上で、それを読み取らせることで、その紙に手書きされているものを自動的に文字として認識して、データ化してくれるというものになります。なので、今、現段階でこれをどういうふうにするかと言うと、今言った、例えばその申請書等を、今恐らくもらって、そのまま人間が目で見ても、必要な部分をエクセルに打ち込むとか、システムに打ち込むとかっていうことをしていると思うんですけども。まず、その申請書から文字データとして全部データ化して、RPAで必要な部分に自動的に打ち込んでもらうというような連動したやり方で、例えば1,000通も2,000通も来るような書類を手で打ち込んでいるようなものを自動的に打ち込みするようにして、可能な限り省力化を図るということをやってみたいということで、今回計上させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

業務効率化っていうのは分かるんですが、今おっしゃったのは既存のパソコンにソフトウェアとして入れるということですか。何かしらハードも必要になるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

いわゆるシステムになりますので、RPAに関しては庁舎内で一つ、それ専用というパソコンを決めて、そちらの方に導入をする予定にしております。で、そちらで処理をずっと自動的に進めるということを想定しています。AI-OCRに関しては、現段階想定をしているものには特に制限がないので、LGWANASPサービスが使える庁舎

内のパソコンについては、それぞれの所に配置をして使用をすることを想定しています。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

総務省が調べた令和元年の地方自治体におけるA I、R P Aの実証実験導入状況等調査っていうのによると、結構多くの自治体で実証実験のような形で、経費ゼロで導入しているの多いいって聞いたんですけども、そういう形にはならなかったんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

今、委員がおっしゃられた実証実験ですね、総務省の方が期間を定めて、例えばこういった業務に適用させた場合どれぐらいの時間短縮効果があるかということをやっている事業があるということも、もちろん承知はしているんですけども。今回こちらで検討をずっとしていたときに、その実証実験について期間的にこちらが申し入れをして参加できる部分がありませんでしたので、申し訳ありませんけども、今回使う分を計上させていただいておりますけども、4月からいきなりということも、もちろんできればそれが一番ベストだと思っているんですけども、4月から先行して、無償でトライアル等できる分については先にトライアル等でしてから、ある程度の要件定義とか検証した上で、実際の契約をしてライセンスを購入して使用するということを想定しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

初めてのものなので細かくなって申し訳ないんですが、先程の総務省の調査報告書では、結構実証実験を行った自治体で多く上がった声が「どのような分野で活用できるのか導入効果が不明」という声も多いらしいんですね。なので、今そういうのがあるからってってって漠然と入れてみても、逆に使いこなせないと思うんですよ。なので、これを導入することによって、明確な目標、例えば効率化ですから時間外勤務をこのぐらい減らすとかですね、そういう目標や、目標までいなくても主にどの課の、どの業務で、どう使っていくかっていうのは想定しているんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

こちらの情報技術使用料を計上するときに、行政改革は総務課ですので総務課の方の所管と相談をした上で、庁舎内でどういった、例えば単調な作業ですね。先程エクセルの表を単純に打ち込むとか、そういった同じような操作が連続して、単調にただずっと最後までこなせばいいというような、そういったR P A等で適合できるような業務があ

るかっていうことについて先行して聞き取りを行いまして、現在、想定していますのが、こども政策課の方で健診のときに書いてもらうアンケートとか、あと出してもらった書類等について、現段階ではほとんど手入力しているということがありますので、そちらについてまず検討して、今ずっと手入力しているというものを自動化できるかっていうことを先行してやってみたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

大体分かりました。AI-RPAっていうのは第10次総合計画にも目標としてありましたけど、5年後に導入するというのが目標になってるようで、それを今回こうやって導入すれば、もうこの時点で達成に近いと思うんですよ。ではなくて、やっぱり導入したからには、それによってどう使うかだと思うので、もう答弁は結構ですが、是非そういうふうに扱っていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。ただいま61ページまで今進んでいますね。

私もちょっと質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

この電子化というか、デジタル化のところでお尋ねしたいと思うんですけども、今年中にはデジタル庁が発足するというので、様々な部分がやっぱり電子化になっていく可能性があるのかなっていう気がしてですね。で、その辺については、まだまだ今からいろんなことが出てくるのかなというふうに思うんですけども、ちょっと懸念する文章も出てて、いわゆる自治体のシステムの標準化に向けて、今、自治体クラウドなんかもそうだと思うんですけども、そうすることで町独自の部分が、全部が同じような町、同じことをする。当然、行政の仕事としては同じことがあると思うんですけども、例えば、先程のRPAのところ、こども政策課がそれを活用する。分かりやすく言うと、令和2年度でこども政策課は生まれる子どもにも定額給付金の制度を作ったわけですね。ただ、デジタル化して標準化されると、そういう独自の取り組みができなくなるんじゃないかと、デジタル化することによって同じようにしなければならないというところで、そういう懸念をされている文書が出ているんですが、その辺について担当課なり、担当係なりの考え方があれば教えていただきたいなというふうに思うんですけども。

○委員（金子恵委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

今の御指摘についてですけれども、デジタル庁が本年設立をされるに当たって、昨年
から総務省の方ではシステムの標準化を進めておりまして、令和7年度までに基幹シ
ステムのそれぞれの分野について標準仕様を出すということで今進んでいまして、デジ
タル庁ができると、それがどんどん加速していきたくらうというふうに考えております。所
管としてシステムの標準化というものについてですけれども、昨年、住民基本台帳の標
準仕様書というものが出されました。こちら、例えば国がこうしなさいというようなもの
ではなくて、現在、いろんな市町村で主基幹システムっていうのを独自のものを使用し
ている所、オープンシステムじゃない独自開発、昔、長与で使っていたACOSという、
COBOLというプログラム言語で作ったシステムがあるんですけども、そういった何
か法改正、改修がある場合に、プログラムを一から打ち込んで改修しなければいけない
ようなものがあるとか、当町が使っている、うちは単独クラウドで使っていますけども
オープンパッケージと言って、基本的にはどこの自治体でも使えるように。ただ、使え
るっていうやり方は一つではなくて、中のパラメータを制御することによってそれぞれ
の自治体で、例えばこの項目要らないからもう表示させないとか、逆に今度計算方法を
こっちの方向にするとか、そういったものは、いじれるようになってはいるんですね。
なので、基本的には、それぞれの独自のやり方についてもある程度は対応できるよう
になっていたんですけども、今言ったクラウドのオープンパッケージと、先程の一から作
ったシステムが全国の市町村に混在しているので、法改正を国がやったときに、システ
ム改修をしてくださいと言っても、もう対応できないという所が出てきたんですよ。
そういった状況もありまして、国は一定そのオープンパッケージが大体準拠できるぐら
いの標準の仕様書を作ろうということで動いているのが現段階でのシステムの標準化と
なります。もちろん市町村全体がこういったオープンパッケージを使うようになれば、
もちろんそれで、それぞれの事務の効率化っていうのも図れると思いますし、ただ、先
程も言いましたように、例えばこのやり方に必ずしなさいというふうに強制的にする
というものではないんですよ。元々のいろんな所が独自にやっているものも加味して、
こういう標準仕様であれば、そういったある程度の含みを持たせてパラメータを変更す
ることによって、独自のやり方というのも一定できるようにと。ただ、最低限ここまで
はできないと困るところを標準化で、仕様で定めようということが現段階の動き
というふうに所管としては捉えております。なので、この標準化が行われれば、現段階、
いわゆるベンダーロックインと言って、一度システムを入れればそのベンダーから動け
なくなるというようなことが解消されて、自由な競争になるというふうなことも言われ
ていますので、そういった部分も含めて、ある程度、逆に自由化が効くのかなっていう
ことも考えておりますし、それでももちろん逆に良いものが調達できれば、そこで事務の
効率化を図れますので、本来システムを動かすためだけに使っていた人的資源を、もう
ちょっとコアの業務に、例えば窓口とか、そういったものに注力できるようというふ
うな行政の効率化ということも可能ではないかなというふうに考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

様々なこのデジタル推進の、まあ今回も前年度から引き続きですけどデータセンターサービス利用等とか、先程質疑で言われた情報化推進技術使用料。やっぱり国のそういう流れでこういう予算があったりだとか、設備を整えたりだとかって言うふうにちょっと懸念をするんですけども、そうでもないわけですかね、そしたら、この今回こういう形で選ぶメニューというのは決して一元化に進むような形ではないというふうに捉えてよろしいのかですね、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

おっしゃられるとおり、特に一つに必ずしなさいというようなことではないんですけども、ただ、先程言ったオープンパッケージ、一応パラメータを変更することによって独自に対応していますって言いましたけども、今までのようにもう確実にやり方と違うという場合に、カスタマイズをすることは可能ではありますので、そういった形で独自の事務ということを行うということは可能になります。現段階当町の方針としては、カスタマイズをすることによって法改正があったときのシステム改修費が、もう一度コンパイルをし直さなければならないということもありますので、かなり増額する懸念がありますので、可能な限り運用面でカバーするようにできればと思ってるんですけども、そういった部分で、ある一定システムの標準化の仕様については、標準的な業務の遂行できるシステム要件については網羅されるべきであると思いますので、所管にもそういったものに意見の照会というのがありますので、そういったところで必要な部分については、国の方に意見を出していきたいというふうに思っております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。現在、61ページです。あと、説明いただいたのが42、43ページ、あと224ページ。主要な施策の説明書の9、10ページと38ページ。歳入歳出全般、いただいた資料の質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。内村委員。

○委員（内村博法委員）

以前、Wi-Fiの庁舎内設置を検討されてるということで、それがどのようになったのか。今回の予算に含まれているのか、その辺り教えていただければ、まずお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

地域BWAという経産省が推進する事業がございまして、その登録業者である長崎ケーブルメディアが、その地域BWAの計画を策定するに当たって行政支援の何かしら施策をなささいという形になっておりまして、その中で公衆Wi-Fiの設置をするという形で、今現在、庁舎の1階に公衆Wi-Fiの設置を進めております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

1階だけで、今度、例えば2階、3階、4階までするっていう計画はないんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

一応、まだ先程申し上げた一番人の出入りが多い1階からしたところであるんですが、地域BWAの事業に関しては1階のみになります。今後、2階、3階、4階と推進していくか、この運転をさせながら、状況を見ながら、今後また判断はしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、デジタル庁のことに関連してプログラミング言語がFORTRANとか、COBOLとか、それからC言語。プログラミング言語は結構多岐にわたるからですね。そうすると、それらを統一していくのか、あるいは絞るのか、その辺りのお考えっていうのは何かあるんですかね。現在、いろんな言語を使っておられると思うんですよね、それを統一していくのかどうか、その辺りの考えがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

以前の基幹システムについてはCOBOLという言語で制御をしていたんですけども、現在のオープンパッケージの基幹システムについては、もうほとんどプログラムは使わずに、いわゆるGUI、あるものをクリックしたり、押したりすることができるようになっていまして、実際に中身はSQLになっているんですけども、こちらについては、例えば、この言語が良いとか固定をせずに、そのシステムの運用について一番使いやすいもの、パッケージに合わせたものについて選定をしていきたいと思っていますので、もう必ずこれじゃないといけないというふうな方針は特に所管としては持っていません。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

プログラミング言語にはあまりこだわらないと。いわゆる使い勝手の良いのを選んでいくと、こういうことですね。分かりました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

これで契約管財課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で14時45分まで休憩いたします。

（休憩 14時33分～14時42分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き議案第22号の件を議題としております。ただいまより秘書広報課についての質疑を行いたいと思います。説明を求めます。

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

それでは令和3年度一般会計当初予算、秘書広報課所管分の説明をさせていただきます。初めに歳入から説明させていただきます。予算に関する説明書34、35ページをお願いします。歳入は58万4,000円を計上しております。20款諸収入5項1目1節雑入の1行目、キャラクターグッズ販売料20万円は全額秘書広報課所管分になります。昨年より10万円の減額となりますが、主な理由は今年度の状況を踏まえ、各種イベントが感染防止のため中止となった場合、販売の減少が見込まれるためです。次に、雑入の9行目、広報掲載料46万8,000円のうち38万4,000円が秘書広報課所管分になります。こちらはホームページのバナー広告分になります。

続きまして歳出をお願いいたします。秘書広報課所管分は、人件費を除く2,217万2,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと668万8,000円の減額となっております。こちらはホームページのリニューアルに関する委託料の減額が主なものとなります。説明書の42、43ページをお願いします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3億5,508万4,000円のうち、1,066万4,000円が秘書広報課所管分で3万3,000円の増額となっております。44、45ページをお願いします。8節旅費、普通旅費276万6,000円のうち、265万7,000円が秘書広報課所管分でございます。町長、副町長、職員分の出張旅費で、昨年より40万円の増額となります。こちらの増額分は、令和3年11月に予定されています長崎県上海市友好交流関係樹立25周年記念として、県より参加及び予算化の要請が来ている分の予算となります。9節交際費、町長交際費270万円は全額秘書広報課所管分で、昨年より8,000円の減額でございます。10節需用費、消耗品費599万7,000円のうち95万円が秘書広報課所管分でございます。新聞購入費、資料代、事務用品が主なもので、昨年より10万円の減額でございます。食糧費19万6,000円のうち7万5,000円が秘書広報課所管分で、昨年より1万5,000円の減額でございます。印刷

製本費65万9,000円のうち1万6,000円が秘書広報課分で、1万7,000円減額しております。修繕料19万円は全額秘書広報課所管分になります。こちらは着ぐるみのメンテナンスに係る経費で、昨年と同額でございます。11節役務費、クリーニング料5,000円は全額秘書広報課所管分になります。精査の上1,000円減額しております。通信運搬費1,885万1,000円のうち、2万9,000円が秘書広報課所管分になります。精査の上5,000円減額しております。12節委託料の上から4行目、秘書業務委託料312万1,000円は全額秘書広報課所管分になります。内訳といたしまして、公用車運転点検業務に147万3,120円、秘書業務に164万7,112円を計上しております。公用車運転点検業務委託料はシルバー人材センターにお願いしており、時間単価は1,440円、秘書業務委託料は管理公社にお願いしており、時間単価は825円でございます。昨年より4,000円の減額となります。46、47ページをお願いします。イメージキャラクター商品等製作委託料41万7,000円は全額秘書広報課所管分になります。こちらは窓口などで販売しておりますミクンなどのオリジナルグッズの製作委託料になります。例年在庫が少なくなっているグッズなどを製作しています。昨年より16万4,000円減額しております。13節使用料及び賃借料の自動車借上料40万2,000円のうち、34万2,000円が秘書広報課所管分になります。増減はございません。有料道路等使用料16万7,000円のうち15万2,000円が秘書広報課所管分になります。こちら増減はございません。駐車場使用料4万5,000円のうち1万円が秘書広報課所管分になります。昨年より9,000円減額しております。一般管理費は以上になります。

続きまして、2目文書広報費をお願いします。こちらは全額秘書広報課所管分です。1,150万8,000円を計上しております。7節報償費、謝礼は新規計上でございます。秘書広報課では広報、ホームページ、SNSなどにおいて情報発信を行っておりますが、特に若い方などにどの程度認知され御利用いただいているか。また、改善点など今後の広報活動に生かすべく広報モニター謝礼として予算計上しております。記念品代は広報ながよ新年号のクイズ正解者の記念品代と令和3年度に新たにInstagramを開設予定としておりまして、開設時のイベントの景品として予定しております。8節旅費の普通旅費、研修旅費につきましては増減はございません。10節需用費になります。消耗品費、食糧費は増減はございません。印刷製本費は広報ながよに係るもので、部数につきましては精査を行い200部減の1万3,300部としております。12節委託料をお願いします。町勢要覧作成業務委託料につきましては、町の概要や魅力を紹介する町勢要覧を5年ごとに作成するものでございます。48、49ページをお願いします。1行目、ホームページ保守更新業務委託料は、新しいホームページ保守更新業務の委託料となります。昨年と比べて141万6,000円の減額でございます。今後は業者を介さずに職員がデータ更新を行うため、即時性の向上が図られます。今後も正確な情報発信に努めてまいります。18節負担金、補助及び交付金をお願いいたします。こちら

は増減はございません。以上で事項別の説明を終わらせていただきます。

主要な施策につきましては、長与町一般会計予算に係る主要な施策に関する説明書の9、10ページに広報ながよ印刷製本業務も記載しておりますので御参照願います。

以上で秘書広報課所管の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは質疑を行います。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

47ページの謝礼80,000円というところで、先程、広報モニターの謝礼ということでしたけれども、こちらは何を予定しておられて、どのような公募をされるのか。それともはがき等のアンケートによるものなのか、その辺りを詳しくお知らせください。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

今回新たに Instagram なども検討中で、若い方に参画していただきたいということで大学連携事業として実施できないか、シーボルト大学の地域連携センターと今現在、協議中でございます。内容につきましては、2,000円掛ける10名掛ける4回分。四半期に一度開催して感想等聞かせていただければと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

49ページ、ホームページ保守更新業務委託料、今までどちらの業者をお願いしていたんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

池田主査。

○主査（池田昇平君）

ホームページの委託に関しましては「ナンポウ」に委託をして、更新をしていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

多分、あれは契約期間というのがあると思うんですよね。それがちょうど切れたってことで理解していいのか。直接、課の方が行われるのか、それとも2階ですかね、計算機のセンターの所、あそこの方が行われるのか、そこまで教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

前回、平成25年にリニューアルしているんですけども、大規模ではなくて同じ業者のホームページを再度リニューアルするという形で実施されております。今回、より使いやすいホームページにしたいということで、スマホ対応、タブレット対応とかも全然できてませんでしたので、そういうものに対応して、あと即時性のある情報発信ができるものということで、今回リニューアルをしたものでございます。まず、今までのデータ更新なんですけれども、職員が作ったデータ、または赤字修正した修正データを委託業者に送って、委託業者が修正し、業者が更新したデータを再度うちの方に送り返して、また担当者の方に確認してもらってという作業をしておりました。ですから、その分のデータの確認作業が大幅になくなりますので、職員が即時に更新できるシステムにしております。基本的には所管課の職員が原稿を作りまして、そのまま原課の端末でデータ更新を行うっていう作業になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

47ページの文書広報費の10節需用費で、印刷製本で広報ながよ200部、今回減らしたと。で、前年度見たら前年度も300部減らしているんですよ。無駄な製本をするのはちょっとあれなんですけども、何かいささかこう安易にしとるんじゃないかと思うんですけども、どういうことでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

池田主査。

○主査（池田昇平君）

昨年度も広報ながよの作成部数を減らしているんですけど、今まで町の職員にも配布をしていたんですけども、ポータルサイトの方で確認できるようにしまして、それで作成部数を減らして、今回については純粹に自治会加入数の減です。昨年度と比較して200程度減少しているというのが実態ですので、その分の部数を減としております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

45ページの秘書業務委託料、管理公社にお願いしているということで、確認なんですけども、公用車の維持管理と公用車の運転ですね、例えば町長が「どこどこに行く」というときの運転をお願いすると。で、あらかじめスケジュール表とか管理公社に配りされているんですかね。それに基づいて管理公社の方が来て運転されると、大体こういうイメージで理解したんですけど、それでいいんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

公用車運転点検業務につきましては、長崎県内及びその近郊で開催される各種行事や会議、総会などにおいて、理事者などが出席する場合に公用車の運転及びその車両の点検業務を行うものとしております。スケジュールにつきましては、翌月分を前月末にお渡しするようにしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。あと、主要な施策の説明で9、10ページが説明されましたが、安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

歳入の中で広告掲載料、先程ホームページの分っていうお話があったんですが、広報ながよを見ていると、広報ながよにも年1回ぐらい広告が掲載されてると思うんですよ。具体的に言えば8月号がここ数年、裏表紙一面が広告だと思うんですよ。あれは有償、無償、まず、そこを確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

池田主査。

○主査（池田昇平君）

現状、広報ながよに役場の方で募集をして一般の広告というのは掲載をしてないんですけども、宝くじのインターネット販売の広告に係る補助金があるんですけども、最初始めたときは1ページ当たり10万円の補助が出るということで、それについては大きな歳入になるということで、ページを割いて掲載をしたという経過があります。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ということは、先程の広告掲載料にその10万円も含まれていると、そういう理解でよろしいでしょうか。それとも別にどこかで歳入があるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

今回の予算計上には含まれておりません。年度ごとにそちらの宝くじの広告が載るかどうかわからないという状況でして、今回、歳入の方には計上しておりません。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

しつこいようですが、そういうことは決算で歳入があった際にはこの広告掲載料

の中に含まれるっていう、取り敢えず理解でいいかっていうことと、私も議員になる前の一般質問等で、いわゆる広告で一般財源収入をっていうことでバナー広告も始まったのかなって思ってるんですね。あと担当課が違いますけど、ごみ袋に広告掲載をすることかっていうふうな形で進んできて、県の広報紙でもかなりの広告を掲載しておりますよね。本町の広報紙の中では、そういった広く募った広告掲載を求める、そういった形で収入を得るっていう考えとかはないんでしょうか。その2点、よろしくをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

池田主査。

○主査（池田昇平君）

安藤委員がおっしゃるとおり、広報紙に広告を掲載している自治体も、ほかの市町で約半数ぐらいあるという状況で、本町でも課の中で広告を掲載するかっていうのを協議しているところなんですけれども、長与町の広報紙がほかの市町に比べて非常にページ数が多くて、ほかの市町の広報紙、見られた方は御存じかと思うんですけれども、もうトップレベルに多くて、まず情報をコンパクトにして分かりやすい、皆さんに親しみやすい広報紙っていうのを作るように努めているんですけれども、広告の枠を取るスペースが無くて、今、広報紙に全部詰め込むのは難しいので、QRで新しいホームページに飛ばしてそちらの方で詳細を確認していただくとか、そういった形でスマートな広報紙づくりっていうのを目指すように努めていますので、まずそれがクリアできて、広告のスペースができた段階で、また改めて広告については検討させていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

1点目の決算につきましては、こちらの広告掲載料に計上されることとなります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

広報ながよですが、実際に町民の方が何割ぐらい見ておられるか、何か調査されたことあるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

池田主査。

○主査（池田昇平君）

どれぐらい見られてるかっていう調査は行っておりません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで秘書広報課の審査を終了いたします。お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ただいまより地域安全課所管の審査を行いたいと思います。予算の説明を求めます。

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

改めましてこんにちは。それでは、令和3年度当初予算につきまして地域安全課所管分の御説明をいたします。まず地域安全課所管分の歳入の合計は928万3,000円となりまして、前年度より383万6,000円の減額となっております。職員人件費を除いた歳出の合計が4億9,063万5,000円となりまして、前年度より110万3,000円の減額となっております。それでは主なものについて御説明をいたします。

まず歳入でございます。令和3年度一般会計予算に関する説明書の14、15ページをお開き願います。13款使用料及び手数料1款使用料1目総務使用料2節コミュニティセンター使用料ですが、ふれあいセンターの109万1,000円及び長与南交流センターの87万1,000円が施設使用料で地域安全課所管分でございます。次に22、23ページをお開き願います。14款3項1目1節総務管理費委託金でございますが、自衛官募集事務委託金1万円でございます。次に24、25ページをお開き願います。15款2項1目総務費県補助金1節総務管理費補助金のうち、1行目の石油貯蔵施設立地対策等補助金77万1,000円は災害時の停電対策といたしまして、消防車小型ポンプ用の充電器の蓄電池を2個購入する予定でございまして、それに対します補助金でございます。次に同ページの15款2項5目商工費県補助金1節商工費補助金でございますが、長崎県消費者行政推進補助金32万5,000円は主に消費者行政担当職員の研修旅費としましての補助金でございます。次に26、27ページをお開き願います。15款3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金の1行目、市町村権限移譲等交付金84万6,000円は、県広報紙の「つたえる県ながさき」の全世帯配布に係ります交付金でございます。次に28、29ページをお開き願います。16款1項2目1節利子及び配当金の上から3行目のふるさとづくり基金運用収入1,000円と、上から5行目の防災基金運用収入1,000円が地域安全課所管分でございます。次に30、31ページをお開き願います。17款1項5目消防費寄附金1節消防費寄附金1,000円が地域安全課所管分でございます。また、18款2項3目1節防災基金繰入金でございますが、地域安全課所管分で地域防災組織の新規組織設置に伴う助成に充当予定でございます。次に34、35ページをお開き願います。20款5項1目1節雑入でございますが、上から5番目の市町村交通災害共済加入推進助成費12万9,000円と、2行下になります清涼飲料水自動販売機設置使用料381万9,000円のうち21万6,000円が地域安全課所管分でございます。ふれあいセンターに2台、南交流センターに

1台の計3台分の設置使用料となっております。また、その下の火災保険料28万円のうち、27万4,000円が自主防災センターの火災保険料の負担分となっております。その下でございますが各種施設電話使用料4,000円のうち1,000円と、その下でございますが各種施設コピー使用料7万3,000円のうち1,000円が地域安全課所管分でございます。また3行下になりますけども太陽光発電によります余剰電力売払収入1,000円は長与南交流センターの太陽光発電設備に係るものでございます。9行下になりますけども電柱等設置使用料2万6,000円のうち1,000円がふれあいセンター敷地内に設置された電柱設置使用料でございます。次に36、37ページをお開き願います。上から3行目、消防団員安全装備品整備等助成金は、新入団消防団員用としまして耐切創性の手袋を購入する予定でございます、その助成金でございます。2行下のコミュニティ助成事業助成金420万円は、自治会放送設備の150万円、災害時のレスキューボート購入事業で70万円、自主防災組織の戸別受信機を購入するための200万円の助成金でございます。1行下の全国町村会災害対策費用保険金につきましては1,000円を地域安全課分として計上させていただいております。2行下、ニュータウン防災センター電気使用料5万円は、防災センターの電気使用料分を地域安全課分として計上しております。また、その下の各種施設電気使用料2,000円は、消防格納庫におきます無線LAN設置使用料となっております。

続きまして歳出でございます。42、43ページをお開きください。2款1項1目1節報酬の中で、上から2行目の防災会議委員報酬11万2,000円と3行目の国民保護協議会委員報酬8万4,000円、3行下になります避難行動要支援者避難支援連絡協議会委員報酬5万6,000円、一番下になります危機管理専門員報酬27万4,000円が地域安全課所管分となっております。次に44、45ページをお開き願います。上から3行目の会計年度任用職員期末手当は危機管理専門員の分でございます。4節共済費で一番下の会計年度任用職員社会保険料184万円のうち56万9,000円が危機管理専門員分でございます。次に8節旅費の普通旅費276万6,000円のうち1万5,000円が消防関係の旅費でございます。費用弁償におきましては9万9,000円のうち4万7,000円が防災会議、国民保護会議及び避難行動要支援者避難支援連絡協議会時の費用弁償として地域安全課所管分となっております。また、下の会計年度任用職員通勤手当が地域安全課所管分でございます。次に46、47ページをお開き願います。18節負担金、補助及び交付金で、一番上の各種講習会等負担金、上から3行目の自衛隊家族会補助金、その下6行目、九州北部小型船安全協会会費、その下、西彼杵防衛協会会費、下から3行目、長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金が地域安全課所管分でございます。次に54、55ページをお開き願います。2款1項7目交通安全対策費でございますが、前年度と比較いたしまして総額で340万2,000円の増額となっておりますが、前年度と変わったものとして、工事請負費におきまして令和3年度から新たに高田南区画整理事業におきまして、カーブミラー、防

犯灯の新設工事をする予定となっております306万2,000円の増額となっております。主なものを御説明いたします。7節報償費の高齢者運転免許証自主返納奨励金につきましては、65歳以上の長与町民の方で運転免許証を自主的に返納して役場に申請された方に、現在3,000円分のエヌタスカードを1人1回に限りまして配布をしております。次に10節需用費の電気使用料につきましては、防犯灯、街路灯の電気代でございます。令和3年1月末総数は4,079件となっております。14節工事請負費でございますが、高田南区画整理事業に係りますカーブミラー19基、防犯灯55基の新設分と通常分の増設分の費用でございます。なお交通安全対策工事につきましては、停止指導線、交差点のマーク等の設置を別途に予定しております。19節扶助費でございますが、犯罪被害者等見舞金50万円を計上しております。死亡、負傷者関連の見舞金でございます。次に60、61ページをお開き願います。2款1項10目地域振興費でございますが、主なものとしましては、7節報償費の自治会長報償費は均等割の11万円と世帯割の650円掛ける10月1日現在の世帯数に自治会加入率を乗じて、合計した金額が算定基礎となっております。次に62、63ページをお開き願います。18節負担金、補助及び交付金の自治会振興補助金は、均等割の5万円と世帯割を1,500円に10月1日現在の世帯数に加入率を乗じた合計が算定基礎となっております。地域振興補助金は5地区のコミュニティへそれぞれ90万円の補助金となっております。一番下の集会施設整備費補助金を今年度から、生涯学習課から所管替えをいたしまして地域安全課において計上しております。次に、11目長与町ふれあいセンター管理費でございます。前年度と比較しまして総額で17万7,000円の増額となっております。主な内容としましては、館長一人、パート事務員の二人の交代制で、報酬、職員手当等、共済費等を計上させていただいております。施設の維持管理費につきましては概ね前年度と同額となっております。12目長与南交流センター管理費でございますが、こちらは前年度と比較しまして22万6,000円の減額となっております。主な内容は、館長一人、パート事務員の二人の交代制で、報酬、職員手当等、共済費等を計上させていただいております。施設の維持管理費につきましては概ね前年度同等となっております。

次に138、139ページをお開き願います。7款1項1目商工振興費8節旅費の普通旅費3万5,000円のうち9,000円と研修旅費8万9,000円、費用弁償9万8,000円が消費生活相談員研修会等の旅費で、地域安全課所管分でございます。10節需用費の消耗品54万8,000円のうち19万4,000円が消費生活相談員研修会テキスト代、啓発用リーフレット等、地域安全課所管となっております。12節委託料の中で、ファイナンシャルプランニング業務委託料を収納推進課からの所管替えで地域安全課所管分としてお願いしております。

次に154ページをお開き願います。9款1項1目非常備消防費でございますが、前年度と比較いたしまして総額で302万8,000円の減額となっております。昨年度承認いただいております長崎県ポンプ操法大会が中止になり本年度開催することとな

り、西彼杵分会を代表いたしまして長与町消防団第8分団が8月に行います長崎県ポンプ操法大会の代表としまして出場することとなったための経費851万2,000円を計上しております。主な内容としまして、1節報酬の消防団員報酬1,086万7,000円は、本部分団を除く277名分の消防団員の報酬となります。7節報償費の消防団員報償費52万5,000円を本部分団13名分の消防団員報償という形で計上させていただきます。8節旅費の費用弁償1,008万円のうちポンプ操法大会費用といたしまして568万2,000円が含まれております。18節負担金、補助及び交付金の退職報償負担金は、退職奨励金のための消防基金への負担金でございます1万9,500円掛ける290名分となっております。広域消防事業負担金は、長崎市消防署管内の14名分と長崎北消防署46名分を合わせまして、本部経費等を合わせた金額に、主に基準財政需要額で按分をさせていただき負担金を支払う形となっております。また、分団運営補助金につきましては基本額に人員割600円を加えた金額となっております。浜田出張所経費分担金につきましては、浜田出張所の維持管理費と公債費を合わせた金額となっております。また、消防団員運転免許教習助成金は、消防団員の普通免許、オートマ限定解除の教習料等の半額補助を行うものでございます。次に9款1項2目消防施設費は、前年度と比較しまして144万2,000円の減額となっております。主な内容としましては、17節備品購入費の一般備品購入費は、歳入でも御説明いたしましたがレスキューボート、蓄電池を計上しており、歳入の石油貯蔵施設立地対策等補助金、コミュニティ助成事業助成金の充当がされるものでございます。次に158、159ページをお開き願います。18節負担金、補助及び交付金の長与町水道事業会計負担金は、消火栓の維持管理負担金といたしまして1基当たり5,000円の366基分となっております。次に3目水防費でございます。こちらは前年度と比較しまして416万5,000円の減額となっております。前年度、洪水ハザードマップの作成業務委託料を計上しておりましたが、事業が終了のため減額となったものでございます。次に4目防災対策費でございます。主な内容としましては、12節委託料の防災行政無線保守点検委託料352万円、防災行政無線の親局1か所、子局61か所、再送信子局3か所の保守点検委託料でございます。自主防災消火器設置委託料151万8,000円は、取り替えの部分の96本の消火器を今回予定しております。17節備品購入費でございますが、歳入で御説明いたしましたコミュニティ助成事業助成金の充当によりまして、自主防災組織に戸別受信機を配布するため202万円をお願いをしております。18節負担金、補助及び交付金の自主防災組織運営補助金につきましては、既存の45組織の運営補助金でございます。以上で歳入歳出の説明を終わります。

次に、長与町一般会計にかかる主要な施策に関する説明書でございますが、9、10ページが主要な施策、23ページが特別職・非常勤職員報酬一覧、26、27ページに補助金・負担金一覧、基金の状況につきまして39ページにふるさとづくり基金と防災基金が地域安全課所管分となっておりますので、御参照をいただきたいと思います。

以上が地域安全課所管の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。ページを追っていきたいと思います。まず歳入の14、15ページ、ふれあいセンター使用料、南交流センター使用料。

続きまして22、23ページ、14款3項1目の自衛官募集事務委託金、存目ですね。

続きまして24、25ページの商工費補助金のところ、消費者行政推進助成費補助金。質疑はありませんか。

26、27ページでは市町村権限移譲等交付金、総務管理費委託金。続きまして28、29ページは基金の配当金、存目計上です。

戻っても構いません、ページを進めていきたいと思います。30、31ページでは、消防費寄附金の存目計上、あと防災基金。36、37ページで5つありました。

質疑はありませんか。

それでは歳出の方にページを移していきたいと思います。42、43ページの2款1項1目一般管理費のところ、地域安全課の一部が入っております。次の45ページでも一部ほかの課と重なっているところがありましたけども、入っております。次の47ページでも同様ですね。負担金、補助及び交付金のところで地域安全課が入っています。質疑はありませんか。

それではページを進めたいと思います。54、55ページ、2款1項7目交通安全対策費、19節扶助費まで地域安全課となっております。質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

高齢者運転免許自主返納奨励金、昨年と一緒ですけど、返納者の数っていうのは増えてはいないんですか。それと、その下の指導員の報償がだいぶ減額になっているみたいなんです。これ人間が減ったということで理解していいんですか。その2点お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

令和2年度の数字が出ておりませんので過去の数字でいきますと、令和元年度におきましては高齢者の自主返納奨励金につきましては121件、平成30年度が85件、平成29年度が93件、平成28年度が89件となっております。昨年度辺りから増の傾向でございます。交通指導員報酬等につきましては、昨年度までは定員数30名ということで30名分の予算計上をさせていただいておったんですけども、ここ近年の現状としましては、定員を割る人数となっております、30名はなかなか難しいんじゃないかということから、22名の予算計上をさせていただいた次第でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

それではページを進めていきたいと思います。60、61ページ、2款1項10目地域振興費が地域安全課の所管となっております。次の62、63ページは全て、長与ふれあいセンター管理費も含めて地域安全課所管となっております。質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

63ページの18節負担金、補助の中の地域振興補助金として5つのコミュニティに90万円ずつ支払っているということなんですけども、私が所属しているのは中央なんですけども、役員の方々は無報酬でやられているんですよね。ほかの地区はどうされているのか分からないんですけども、この90万円というのがちょっと少ないんじゃないかと個人的には思っているんですけども。この一地区90万円の考え方を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

この90万円につきましては、それぞれの地区から令和2年度に要望書という形で町の方に増額の要請がまいっておりました。それで私たちの方も90万円の試算をした場合に、単年度収支で見ますと各地区におきましてはやはりちょっと財政的に厳しいものがあるというのを重々承知しております。財政課との折衝におきましては、そういうことを踏まえまして交渉させていただいておりますけども、今年度の当初予算におきましては新型コロナウイルス感染症対策ということで、税収の減額を含めまして、新規事業を含めまして検討するよということ、各コミュニティの方にもそういう旨のお話をさせていただきまして、前年度と同額とさせていただいたところでございます。今後につきましては、それぞれの地区におきまして事業がそれぞれ違う部分でございます。今、言われたような報酬等につきましてもそれぞれの地区で違うようでございますので、やはりその辺を含めたところで、今後同額でよいのか、もしくは増額をして大きな事業をされている所に分配するのも含めまして考えていく必要があるということで、財政局とも検討しながら金額の方については交渉してまいりたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

前向きによろしく検討方お願いします。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も同じ節でコミュニティ助成事業補助金ですね、自治会放送設備等いろいろ説明があったんですけども、よろしければ補助予定団体名まで教えていただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

今回のコミュニティ助成事業補助金につきましては、佐敷川内自治会の地域放送設備を整備するという事業になっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。それとその2つ下の集会施設整備費補助金、これは生涯学習課が持っていた地域公民館等整備費補助金がこれに替わったという認識でいいのでしょうか。そして、それが正しければ、その経緯。今まで生涯が持っていた、公民館連絡協議会とも密接に、密接と言うか地域公民館の館長は公民館連絡協議会の会員であった。で、何かしら、いろんな大会とか、いろんな会合とか、そちらで行っていたと思うんですね。で、今回これだけが地域に来たものなのか、そのところも含めて教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

今回の補助金に移った経緯といたしまして、令和2年度までは生涯学習課の方で長与町地域公民館等整備費補助金として、各自治会の公民館の修繕等に係る経費の一部を補助していたものなんですけども、令和3年度からは集会所としての整備補助金を、窓口を地域安全課に移行するようにしております、窓口を一元化して自治会の活動に対してスムーズな支援を行うことを目的として、地域安全課の方に移動しております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。ちょっと関連するんですけれども、歳出の中にもあったんですが、地域の施設の火災保険料の支出がありましたよね。片や、それぞれの地域の公民館とか、集会施設っていうのは火災保険を掛けている所もあれば、掛けていない所もある。掛ける所は自主財源でという現状があると思うんですね。で、その違いっていうのは何なんでしょうか。設置者が違うから、建てた経緯が違うから、そういうことなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

自主防災センターの13か所につきましては町の方で火災保険料を掛けさせていただいております、地域の集会施設についてはそれぞれ地域の自己負担という形になっております、集会所をお持ちの所が負担していただいているという形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっとしつこいようなんですけども、自主防災センターと地域公民館との違いって、現状、利用されている状況を見ると、違いが分からないんですよね。管理はそれぞれの自治会が行って、多分、整備も今まで補助金を使ってそれぞれされてた。その違いを教えてくださいませんか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず、自主防災センターにつきましては自治会所有物という形ではなく、自主防災組織部長がその責任者という形で建てられたものになります。自主防災組織の部長がその管理者となるのは、年間においてその自主防災センターにおきまして、それぞれの災害に対する対策であったり、協議であったりという義務化がされておりまして、そういうことを行っていただく施設ということで建てられた目的がございます。一般的な地域集会施設につきましては町が建てたものではなくて、それぞれの自治会におきまして自主財源で設置をされた施設という形になります。当然、自主防災センターにつきましても起債を活用させていただいて設置はしておりますが、それぞれの財源を各団体が一部負担をするという部分も含めまして、対策をとったという施設になっておりまして、一般的な自治会集会所とは別物という形で使用いただいているという形になってまいります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。ただいま63ページです。65ページも地域安全課となっております。67ページの中段まで。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

54、55ページの交通安全対策費の14節のカーブミラーと防犯灯なんですけど、今年度と比べて増えた理由というのは、先程御説明いただいて高田南の分っていうのは分かったんですけど、今年度で言うと14基分、カーブミラー予算だったと思うんですけど、このカーブミラーをどこに新しく設置するかっていうのは、どういう基準で決めるんでしょうか。自治会からの要望なのか、町民個人から例えばここに欲しいとかっていう、やっぱり要望あれば、現地確認したり、対応していただいているんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

基本的に自治会単位で、自治会長申請で御要望いただいて、現地調査をして設置の判断させていただいております。また、個人で御要望があらわれる場合においても自治会長

に立ち会いをお願いし、最終的に自治会の方で必要かどうかを確認した上で、またこれも自治会長申請で御要望いただいているという状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ただいま67ページまで進んでいたもので、戻っても構いません。少し飛んで138ページ、商工費の中でファイナンシャルプランニング業務委託料が地域安全課、あと消耗品の中にも一部あったようです。質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今、委員長からあったファイナンシャルプランニング事業、これも収納推進課の事業を多分持ってきた。収納推進課がしてたとき、主に滞納者を向こうがピックアップをして、それぞれに対してアプローチができるというメリットがあったと思うんですね、メリットと言うか、そういうやり方をされてと思うんですね。で、今回地域に移られたということは、もっと門戸を広げるとか、あるいは何か別の方法をやるとか、ちょっと予定というか、これからのことでしょうか、どういったふうで考えているのか、あるいは単なる移しただけなのか、ちょっとそこを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

ファイナンシャルプランニング業務委託料でございますけども、こちらは歳入の方で商工費の県補助金に関連しております。これにつきましては元々地域安全課所管で対応しておりました。その中で支出につきまして、県の補助金でございますので精査をしていただく中で、やはり町民全体に対する商工費の県費補助金になっているということで、収納推進課が持っている、債務をお持ちの方も町民でございますが、ある一定の方々だけが対象になっているのではないかと御指摘がありまして、地域安全課所管で計上して、きちっと全町民対応というものを示していただきたいということで、こちらの方で予算要求をする形になりました。今までもそうでございますが、町民の方を対象としておりまして、収納推進課を通して、いろいろな案件があった場合は庁舎内全体で相談をさせていただくような形は取っておりました。福祉の方から相談がありましたら、その方をプランニングの日程に合わせてお願いするという形はしておったんですけども、そういう形で県の指摘がありましたものですから、地域安全課での補助金申請と合わせた形で今回計上させていただきまして、先程申しましたが全町民を対象に関係者をプランニングの方に合わせていきたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。県の補助金のルールに則って欲しいという理解なんですけれども、

心配というか、懸念が無ければ言っていただきたいんですが、今までは滞納者ということで、一定情報を保護しないといけない立場の方が、収納推進課が直接行っていたということだと思えますよね。庁舎内にあるにしろ、地域安全課はちょっと違いますよね。他課になりますし、今現在もう行っているというお話だったんですけども、その個人情報扱いについてクリアになっているのかということだけ確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

ファイナンシャルプランナーの方がこちらの方々と面談をして指導をしていただく形になりまして、地域安全課の職員がそのときに入るという形ではございません。ただ収納推進課の場合は、地方税法等のそれぞれの権限を保障されておりますので、入ること、個人情報に触れることはできますが、私たちにはそういう権限はございません。ただ相談の窓口としてお願いするにつきましては、現在も専門員を置いて消費者関係の相談の中で、そういう生活状況に影響するような問題が発生した相談も乗っておりますので、そういう方々を紹介するという形で、あとはファイナンシャルプランナーの方と直接相談をしていただくという形になりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

少し関連してお伺いします。そうすると業務が広がるというふうに今の御答弁ですと考えるんですけども、令和2年度の予算と比べると少なくなっているという状況で、これは実績でこういう減額をされたのか、それとも県の収入が減ってきてこういう金額になっているのか。先程、質疑があったように、これまでは町税に対しての仕事だったのが、全町民向けになると予算自体を広く、もう少し逆に増やして取るべきではないかなというふうに思えますけども、その辺はどのような算定でこの予算金額になったのか、分かれば教えていただきたいと思えます。

○委員（金子恵委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

金額につきましては、昨年度まで向こうの方で計上させていただいたんですが、収納推進課の対象となる方々が、ここ数年間で御努力いただきまして、かなり減ってきたということで、向こうの対象者が現実的にほぼなくなったということで、そこを含めまして、今年度から一般町民の方を中心に、このファイナンシャルプランニングの事業を

やっていったらどうかという形で、庁舎内での協議におきましてこの金額で、これは年に3回という形になります。そういうことで計上させていただいた次第でございます。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ページを進めたいと思います。154ページ消防費から157ページ消防施設費と159ページ水防費、防災対策費まで地域安全課となっております。質疑はありませんか。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

159ページの18節に自主防災組織に対する補助金とかがあるんですが、自主防災組織について少し質問をさせていただきたいと思うんですが。以前もこの委員会の中で「災害時にどんな仕事をされているんでしょうか」ということでお聞きをし、「非常に忙しく、いろんなことやっていただいているんだ」という答弁をいただいたんですけど、そういった中で先程40の組織があるということで、まず、この組織にそれぞれ代表となられるような方がおられるのか。それとその下に連絡協議会というのがあるんですけども、ここの会の構成はどうなっているのか。そしてその、例えば各40の代表者とか、その連絡協議会の、会ですから会長がおられると思うんですけども、そういった方たちの委嘱等に町が何らか関わっておられるのかどうか、そこをちょっとお聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

自主防災組織が現在町内に45組織ございまして、自治会で言いますと47自治会でございます。二つの組織が一つの自主防災組織を作っております、45組織の47自治会で構成をしております。親組織の自主防災組織連絡協議会なんですけども、自主防災組織連絡協議会の会長、監査、理事を含め11名の親組織でございます。町の方の関与ということなんですけども、会合を開きまして推薦によって会長及び役職の方は各コミュニティごとに選出をしているような状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

補足でございますけども、連絡協議会につきましては地域安全課内に事務局を設置させていただいておりますので、そちらの方で協議をさせていただくようになっております。また、業務の内容でございますが、前回いろいろお話しさせていただいたんですけども、災害時にはそれぞれの地区におきまして避難所の開設、災害によっては自治会の集会施設であったり、防災センターの方を使っていたりして、そちらの方で対応

していただくという作業もあります。それで各地区における災害が起きたときも、それぞれの道路の管理であったりとか、建物からの被災した施設については、組織内の協力によって除去したりとか、そういうことも協力をいただいております。普段の活動につきましては、防災に向けた研修会であったり、消防署の職員を呼んで講義をいただいたりという活動もやっただいていただいている状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

普段からも、災害時においてもいろんな多忙を極めて一生懸命やっただいていただいているということで、そこは私どもも敬意を表するところでございますが、私がちょっと聞いたところによりますと、その地区の代表なのか、ここの会長なのか分かんませんが、議員がその職務を兼ねているというのをちょっとお聞きをしまして、御存じかどうかは分かりませんが、議会の方は、災害が起きた場合に災害対策本部の設置をしまして、私ども議員はそこに何らかの備えをせんといかんように決めとるわけですよ、議会の中でですね。そういった中で、多忙を極めるような職を持ちながら、体は一つですからね、両方できるのかなという疑問があつて。で、その委嘱について町が何らかに関与されているのかなと。関与されてないんだつたらいろいろ言えないのかなと思ったものですから。関与されているのであれば、そこら辺やっぱり議員の立場と、その地区の代表か、この連絡協議会の会長なのか分かりませんが、職にはめるときに何らかの配慮をいただけないのかなと思ったものですから。ただ、そこには口が出せないんだということであれば、私がここでいろいろ言うことはできないんですけども、いかがですか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

基本的には、やはり自主防災組織ということで、それぞれの自治会等の団体の方からの協力を私たちが得るような立場でございますので、こちらからそういう形で関わることはできないものと思っております。それで役職につきましては自主防災組織部長という形になっております。自治会長でなく、自主防災組織部長がトップでございます、今おっしゃったように自治会長が兼務される所もありますし、それぞれの組織で部長がなったり、ほかの地区では完全に独立した組織で部長がその組織を仕切っているというような形でございますので、それぞれの地区でちょっと違うような状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程申し上げたように心配したのが、災害時にどうしても体一つでそれぞれの立場で行動しないとかならないとなつとるものですから、今の答弁を聞きますと、それはもう議

員が考えることじゃないのかなという話なんでしょうけど。まあ、分かりました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の消防費の中で、先程コミュニティ助成事業助成金でレスキューボートを購入予定とあったんですが、これはどういうものなんでしょう。今までもレスキューボートってというのは使っているんでしょうか。どういうものかっていう説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

こちらのレスキューボートが新しく消防団の方に配備をするもので、今年度、洪水ハザードマップの方を作成させていただきまして、来週、自治会配布させていただくんですけども、その中で想定される水深だったり、浸水想定区域が分かってきた関係で、長与川沿いに近い第1分団、第2分団、第9分団、海の方にも近い3分団に6人乗りの救命ボート、冠水した際に救助ができるようなボートを想定しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、もちろんこのコミュニティ助成金に採択されてはじめて買えるとは思いますが、実際購入して、消防団の方っていうのは簡単に操作できるものなんじゃないか。その訓練とかがまた増えるというか、大変なのかなっていう気もするんですけども、その辺りはどうなんでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

委員御指摘のように、採択されて購入した際には、分団の方にはもう事前に相談しているんですが、浸水訓練のようなものを出水期前にはさせていただいて、実際に使えるものに、即した形になるように考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

細かくてすいません。ボートっていうのは空気で膨らますようなものなんですか。それとも、もうボートの形なんでしょう。収納するのがどうなのかなと思ったんで。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

収納時にはコンパクトに収納できて、空気で膨らませて非常時にはゴムボートのよう
な形で使うような救命艇になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

先程の自主防災組織の件でお聞きしたいんですが、連絡協議会の方に毎年20万円、
組織の運営補助、これは各自主防の自治会等の組織の方に行ってるということで、この
20万円なんですけれども、これ何に使われてるんですかね、いつも思うんですけど。
詳細教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

こちらの補助金ですけれども、連絡協議会の方に20万円ということで支出をしており
ます。主に研修費だったり、会議費に使用していただいています、今年度が、ちょっ
と研修を検討していたんですけれどもコロナ禍の中でできませんでしたので、来年度はオ
ンライン等も含めた形で有意義な研修をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

まず年度当初の総会のときに、研修を兼ねて会合をされているのかなと思うんですね。
で、それは普通の皆さんが来られる自主防災組織のときの研修。この20万というのは
この役員11名の研修ですけれども、それが何に役立つのか、その効果というのが
実際にちゃんとあるのかっていうところは、長年見ても何て無いような気がしますし、
年に数度の会合と役員11名のための20万円であれば、実際にそういう組織があった
にしても自主防全体の研修に、できれば町民全体の避難訓練とか、そういうものの方
にお金っていうのは使うべきだと思うんですね。たかが11人が研修をしたからって、
それが各地域とか、各自主防災組織の方にその成果、効果、研修を受けた内容とい
うのが下りてきているわけではないので、そこは改めてやっぱり検討していただきたい
など。これは自主防だけではないんですね。いろんな組織がありますけど、自治会長が
関連するそういうものもありますし、いろんな組織の中でやっぱり考えていくべき一
つの問題かなというふうに思うんですが、御見解をいただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

それぞれの補助金につきましては令和3年度から令和4年度にかけて、全て見直しと
財務部局からの指示も受けておりますので、その中でも検討してまいりたいと思います。
また、当然ですけれども研修会だけではなくて、ある程度連絡協議会の方には事務的経
費が必要になりますので、そちらについてはやはり必要かというふうに考えております
ので、今後、検討してまいりたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

歳入歳出戻っても構いません。それと主要な施策の方でも説明がされておりました。
こうした資料の質疑も受け付けたいと思います。質疑はありませんか。よろしいですか。
それでは質疑なしと認めます。これで地域安全課の質疑を終了いたします。

以上で本日の日程は終了いたします。

明日もまた9時30分から委員会を再開いたします。お疲れさまでした。

(閉会 16時16分)